

平成26年涌谷町議会定例会3月会議（第2日）

平成25年3月7日（金曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 会議録署名議員の追加指名

1. 一般質問

1. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

1. 議案第12号 災害時相互応援協定の締結について

1. 議案第13号 涌谷町議員の政治的行為の制限に関する条例を廃止する条例

1. 議案第14号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第15号 涌谷町職員等の旅費に関する条例の一部を条例

1. 議案第16号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1. 議案第17号 涌谷町特別会計条例の一部を改正する条例

1. 議案第18号 涌谷町証人等の実費弁償の支給に関する条例

1. 議案第19号 町立学校設置条例の一部を改正する条例

1. 議案第20号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例

1. 議案第21号 大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議について

1. 議案第22号 美里町に公の施設を設置すること及び公の施設を利用させることの協議について

1. 議案第23号 美里町に公の施設を設置させること及び公の施設を利用することの協議について

1. 議案第24号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について

1. 散会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（15名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	12番	加藤紀君
13番	大橋信夫君	14番	大泉治君
15番	遠藤积雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	副町長	菅原孝治君
総務課長 参事兼課長	城口貴志生君	総務課長 防災交通室長	小島昭君
企画財政課長 参事兼課長	高橋宏明君	まちづくり推進課長	今野博行君
税務課長 参事兼課長	佐々木忠弘君	町民生活課長	泉沢幸吉君
町民医療福祉センター 副センター長兼 福祉課長	佐々木敏雄君	町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君
町民医療福祉センター 健康課長	久道光子君	農林振興課長 参事兼課長	村上芳行君
建設課長 参事兼課長	平塚盛茂君	上下水道課長	安田富夫君
会計管理者心得 兼会計課長	大崎とみ子君	農業委員会会長	佐竹榮一君
農業委員会 参事兼局長	櫻田克嘉君	教育委員会教育長	笠間元道君
教育総務課長 参事兼課長 兼給食センター所長	高橋勝一君	生涯学習課長	門田勝則君
代表監査委員	柳渕茂君		

事務局職員出席者

参事兼事務局長	高橋正幸	総務班長	木村智香子
主査	金山みどり		

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆様、おはようございます。

本日もよろしくお願ひ申し上げます。

ここで、開会前にお知らせしておきます。大橋信夫議員から遅参の届け出が出ております。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。



◎会議録署名議員の追加指名

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の追加指名は、会議規則第117条の規定により議長において、1番大友啓一君を追加指名いたします。



◎一般質問

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第2、一般質問。

昨日に引き続き、かねて通告のありました一般質問をこれから許可いたします。

4番久 勉君、登壇願ひます。

〔4番 久 勉君登壇〕

○4番（久 勉君） さきに通告しておいた一般質問を始めます。

以前にも申し上げていましたけれども、今、涌谷町が置かれている最大の課題と申しますか、やはり私は人口の減少だと思います。1年間に生まれてくるお子さんが大体100人前後、一方亡くなる方は180人とかですね。この前の広報では生まれてきた方が7人で、亡くなっていた方が二十何人という非常に悲しい現実なんですけれども、2030年には、これは前にもお話し申し上げたんですけれども、1万3,550人ぐらいという、確かにこの問題に関しては涌谷町だけではない、国家としてどうしていくかというのは、それはあると思いますけれども、ただ町としてこの現状をどう受けとめてどんな施策をやっていったらいいのかということは、やっぱり真摯に考えていかなきゃいけないのかなと思われまます。

増加は無理にしてもどうやって歯どめをかけるかということとして、その中の施策で例えば子育ての支援策であるとか住宅政策であるとか魅力あるまちづくり、そういったことをどう展開していくのかということのを他の市町村では実施していない、少しダイナミックと、ちょっと言葉がなんですけども、よそから見た場合、「あ、涌谷って違うよね」とか住んでいる人が「あ、やっぱり涌谷はいいよね」とかそういった印象を与えるようなまちづくりの施策、そういったことを町長はどう考えているのか。

例えば、まちづくりの施策の中で、懇話会であるとか商工会であるとかで以前に取り上げられるような意見が出てこなかったということなんですけども、これは前町長時代に商工会から提案いただいている中心市街地の活性化のことで、元朝日生命の跡地の活用についてなんですけども、せっかく商工会が金と時間をかけて提案してきたものをできませんで済ませていいのかということのをちょっとひとつ、町長の見解をお願いしたいと思います。

それから、2点目は、県内市町村の中でラスパイレスが悲しいことに最下位というこの現実ですね。やはり、いろんな見方があるので、この数字だけでどうたらこうたらと。しかし、現実的に最下位は最下位ですから、これはやっぱりそこで働く職員にとってその数値を見たときに、モチベーションといいますかそういったものが「なんだ、涌谷でなくてよそさ行けばよかったな」となればやっぱり困りますので、その辺の解決策、そういったことをどう考えているか。

これは、行政計画の中にたしか入っていた……。入っていますよね。第4次行政改革大綱の中できちんとうたっているんですよ。給与水準の類似団体との適正化、一般職給料・手当について、国の制度や他の地方公共団体の状況等を踏まえ、状況に応じた適正な見直しを実施する。平成25年度は改善措置の検討・実施で、26年度から県内市町村平均ラスパイレス指数とこう書いてあるんですが、できるだけ平均値に近づけましょうという、計画では近づけましょうというということでこれを計画に載せたと思うんですが、それが私が思うに実施されていないのではないのかなと思うんですけども、その辺がどうなっているかということのを。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、登壇願います。町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 改めまして議員の皆様、そして参与の皆様、傍聴の皆様おはようございます。

きょうも4人の後半の一般質問がございますけれども、いろんな施策あるいは考え方等々についてよろしくご指導のほどをお願い申し上げたいというふうに思っております。

ただいま、第1回目に久 勉議員さんのほうから町の考えに対してのご質問ございました。私も全てその内容等々については頭の中に入っております。ただ、どう具現化していくか、そしてまたその具現化した後の姿をどのように町民の皆様とともに汗を流しながら盛り上げていくか、この辺にまだ見えないところがございますので、ぜひ議員の皆様からの懸命なる英知をお貸しいただいて実現してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

そしてまた、きょうは傍聴の方も関心を持っておりますので、その辺もあわせて町民一体となって汗を流して実現して、そしてこの町を盛り上げていこうじゃないかという思いが私には十分ありますので、ぜひその辺おところもご理解をいただきたいというふうに思っております。まず、冒頭申し上げておきます。

では、4番久 勉議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の人口減少への歯どめ対策はということで、子育て支援策についてでございますが、当町ではゼロ歳児から2歳児までの幼児保育につきまして現時点で待機児童ゼロを目指し、涌谷町全域を対象といたしましてさくらんぼこども園と民間の保育園等で対応しながら、就労されている保護者の方々が安心して子育てができるよう支援対策を行っております。また、去年12月に行政報告しておりますとおり、本年4月から箕岳幼稚園と小里幼稚園を統合、箕岳幼稚園の園舎を活用し、箕岳地区にののだけ幼稚園長時間預かり保育を実施することにより、町内全域で3歳児から5歳児の幼稚園長時間預かり保育が実施されます。あわせて、現在の小里幼稚園の園舎を活用して放課後学童クラブを開設し、子育て支援を行う予定であります。また、今後ともさくらんぼこども園の運用の工夫はもとより、民間保育園と連携を図りながら幼稚園における預かり保育、放課後学童クラブを実施して、子育て支援の充実に努めてまいります。

次に、住宅政策についてでございますが、人口減少に少しでも歯どめをかけるためには企業誘致を含めて就労場所の確保もさることながら、若年層を初めとした定住対策、それに係る住宅政策は必要不可欠であると認識しております。全国的に見ましても、住宅用地の無償提供、固定資産税の減免、転入世帯への補助等々を行っておりますが、これといった決定的な施策は見つかっておりません。ゆえに、質問者がおっしゃるように当町にとって有効な施策、ときには他の自治体で行っていないような先進的な施策を行う必要があると私自身も十分感じております。

町が保有する分譲地につきましては、残り1区画となっております。今後は空き家情報とあわせて、町単独ではなく、さまざまな専門知識を有する民間企業と連携しながら模索していきたいと考えております。つきましては、今後とも議員皆様のお知恵をお借りしていきたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

次に、商工会提案の朝日生命跡地の活用についてでございますが、朝日生命跡地の取得、整備につきましては、平成21年10月28日に当時の涌谷町商工会から要望書の提出を受けております。平成22年1月15日に、財政状況が厳しいことから要望にお応えできないとの回答も行っているところでございます。この状況は、大震災の復旧・復興事業を進めている現在においてなお継続いたしておりますことは、議員各位にご承知いただけることではないかと考えております。このような状況におきまして、従前から申し上げているところでございますが、私といたしましては商業人、商店街、商工会の皆様方から積極的な行動を期待しております。活発な動きかが感じられない中で町が行動を起こしても、事業の成功は望めるものではないと認識しております。しかしながら、商工会の事業として次年度に商工会活性化に関して研修を実施したいとの考えをいただいております。町といたしましても積極的にバックアップしてまいりたいと考えておりますし、町全体の活性化については引き続き検討してまいりますので、どうかご理解をお願い申し上げます。

次に、2点目の県内市町村の中でラスパイレス指数最下位の解消はとの質問であります。ラスパイレス指数は国家公務員の行政職の基本給を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準をあらわすもので、学歴別、経験年数別に比較して算出されております。涌谷町のラスパイレス指数につきましては、平成22年には89.7、平成23年は90.2、平成24年は90.9と推移しており、年々上がってはきておりますが、24年度につきましてはご指摘のとおり県内で最下位であり、町村平均93と比べまして2.1下回っております。涌谷町の場合、この指数の低い原因につきましては、いわゆる大学卒の職員の存在がございまして、採用の際には、初任給の高い上級職員

としてではなく、大学を卒業しても初級職員として採用され、高校卒業の職員が4年経過した額が初任給になることが原因の一つになっているのではないかというふうに私自身認識しております。

平成24年では、ラスパイレス指数の対象となります一般行政職130人前後のうち、40名ほどが大学卒業の学歴を有しておりますので、こういったラスパイレス指数の低い状況につきましてはしばらく続くのではないかと推測しております。なお、平成23年度採用の職員からは、上級、初級と分けて採用いたしております。

厳しい財政状況の中で職員の給料を上げることにつきましては、町民皆様へのサービスにも大きく影響いたしますことから、一定のご理解をお願い申し上げます。しかし、県内で最下位という状況は職員の勤労意欲や士気、引いては町勢を減退させると思っておりますので、国や町の財政状況、今後の景気動向を考慮しながらもラスパイレス指数の改善にはしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。4番久議員への回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 子育て支援のことで、確かに箕岳幼稚園、小里幼稚園の一元化と預かり保育あるいは学童保育を箕岳地区で始めるということについては、それは大きな前進だと思います。やはり何で涌谷町の町の子供たちだけがそのサービスを受けて、箕岳地区に住んでいる子供たちにそういったサービスがないのという父兄の方々のご不満というのは、やっぱり根強いものがあつたと思います。それがやっぱり統廃合のことについてもなかなか理解を得られない一つの原因だったのではなからうかなと思います。今回のそのことに関しては、4月からやるということに関しては、大きな前進と捉えております。

元岩手県知事の増田さんが中央公論の12月号に人口問題で掲載しているんですけども、結果的には日本国家の問題としては20代から39までの女性が今の半分しかいなくなったら、生まれる子供がとてつもなく減るのは当たり前と。それは地方の小さな町から始まり、女性と子供の姿が消えていって、30年後には老人すらいなくなってしまうと。「壊死する地方都市」という表題で書いているんですけども、「かい」は壊滅の壊です。地域の社会経済とか住民の生存基盤を壊すその波は、やがて大都市まで飲み込んでいくという書き方としていますが、だったらどうするんだということは、やはり女性が安心して子育てのできる環境整備、そういったことをやっぱりやっていくことが必要なんではないかなと思っております。

今回、当初予算で子ども医療費を中学生まで延長するようですが、ちょっと残念なのは所得制限を撤廃しないという、隣の美里町では所得制限を撤廃する。これ、その情報……。何で美里がやるのをつかんでいなかったのかなと。隣にいて、いや、色麻とかちょっと離れているところだったら、これはしようがないというのはありましたよ。でも、隣でやっているのを何で涌谷と一緒にできなかったのかということになれば、やっぱり合併したほうがよかつたんじゃないのと。合併しないで何で隣とこうやって差がつくのか、そういうサービスで差がつくというのは私は本当に残念だと思います。

それから、住宅政策なんですけれども、高齢者住宅については町長のきのうの施政方針で検討を始めるということですから、それはそれとして、空き地の活用を含めてきのう11番議員さんの質疑の中にもあつたんですけども、町の中の空き地の活用も含めて検討していくということであれば、これは一歩前進したのかなと思いますけれども、ただ第4次総合計画第5章で、「快適で安全なまちづくり」の中で公営住宅の建てかえ、これ61ページにあります。若者向け公営住宅の検討とありますが、どう検討されているのかということ。これは、

町長ね、これといった決定的な施策が見つかっていないと言いますけれども、それは違いますよ。

長野県の下條村、2年前に私らの委員会で行ってきましてけれども、若者定住住宅、それも国庫補助を得ないで長期単独でつくって自由に使えるようなということで、これは常任委員会の報告書にも提言ということで指摘していますけれども、それを見て何も感じなかったのでしょうか。何かこういういいことをやっているんだったら、この物まねでもいいじゃないですか。1回で全部できなくとも、少しずつでもやろうという姿勢が、議員が公費を使って視察に行ってきた報告して、その返事が何も無いというのは、じゃあ私たち、研修って何のためにやっているのということになると思うの。やはり先進地を見て、「ああ、ここではこういうことをやっている」「ああ、これはいいことだ」と。下條村では給食費も補助しているんですよ。教育長も一緒に行っているから、多分おわかりになっていると思いますけれどもね。だから、よそでやっていないことをやってこそ、「ああ、涌谷って違うよね、いいよね」とかというのは……。だから、すぐできないのであれば、それは仕方がないですけども、例えばおうちをつくるというのなら金がかかる。だったら、どうしたらいいかというのをちょっと踏み込んで考える。例えば、18歳未満のお子さんがいて、借家生活している人に、公務員とかなんとかで住宅手当が出ている人ならいいんですけども、民間会社にお勤めになっているそういう手だてのない人もいるわけですから、そういう人に家賃の補助制度とかやっぱりそういうことも必要なんでないのかなと。子育てに涌谷はこうやって応援していますよという、町長のすきな言葉で言えば「姿」というんですかね。そういう姿を前面に出して、町民にわかりやすい施策をと思うんですけどもいかがでしょうか。

平成20年の住宅土地統計では、5,650世帯のうち借家が730世帯。この中に18歳未満の人の世帯が幾らあるかというのは、残念ながら統計では見つけられませんでした。

それから、商工会の朝日生命跡地のやつですけども、商工会が平成21年4月から22年3月31日まで1年間かけて、時間と金をかけてつくった報告書です。そして、町に要望が出されています。町長のよく言う言葉に、「ともに汗をかく」という言葉がありますけれども、せっかく商工人が汗をかき提言してきたのを、これはできないで済ませていいんですか。それはないと思いますよ。やろうとする、どうやったらできるかということでものを考えていかないと。

この前、涌谷高校の卒業式に行ってきました。百三十何人ですかね、卒業生ね。大体420人ぐらいですかね、1年から3年まで。教頭先生にお話を伺ったら、そのうちの4割から5割が汽車通学。170人から200人の子供が、毎日というのはオーバーですけども、あそこを通っているわけです。あの建物って、ごらんのようにもう危険建物ですよ。もう下はぐちゃぐちゃになっていますしね。そういったものをそのまま放置しておいて町としていいのかということ……。商工人が頑張らないから事業への成功は望めないというのは、それはちょっと、さっきの町長の答弁で事業への成功は望めないと。じゃあ、事業の成功って何なんだと。まちづくりって何なの。まちづくりって事業なの。これだけ金儲けするの。そうじゃないでしょう。

そうでないことを山形県の遊佐町で、高校生のまちづくりの意見を聞く。高校生の議会というんですかね。模擬議会みたいなのがあって意見を聞いたら、その中でバスの停留所に屋根をかけてほしいという意見が出たそうなんです。それを実現したら、高齢者の方々にも喜ばれた。毎日、高校生が通る場所ですので、そのお子さんたちが将来大きくなったときというんじゃないですけども、やっぱり涌谷ってきれいないい町だねと思えるような、そういうこともやってほしいと思います。

それから、朝日生命の跡地ですけれども、法務局へ行って登記書をとって調べてきました。現在は、福島のアイフクハウジングという会社が所有しているようです。町は、25年の1月4日に差し押さえしています。税金滞納されているから差し押さえになったと思うんです。だから、これは相手がわかっているわけですから、どんな相手かわかりませんが、さっき言った町長の「ともに汗をかく」という言葉からすれば、商工人がせっかく汗をかいてきたんですから、町だって相手のわかることですから、相手がどうなるかわかりませんが、交渉する余地はあると思いますけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 先ほど、冒頭、久 勉議員の最初の質問に対して、そういう姿は私は既に十分に頭の中に入っておりますというふうに答えております。でありますので、大体どのような今の涌谷の置かれている状況なのかということは、すぐ行政マン、OBでございますので、察しがつくのかなというふうに私自身認識しておりました。

施政方針でお話しました26年度の一般会計の予算は68億9,409万7,000円と説明しておりますし、しかしながらそれを充当するために2億8,500万円ほどの財政調整基金を取り崩し、今課題となっております災害公営住宅あるいは公民館等々の改築、あるいは目前に迫っております笹岳地区の幼稚園、小学校、中学校の統合等々を見ますと、それをさておいて即、今の久議員がおっしゃるような課題に果たして取り組めるのかどうかということをご理解いただければなというふうに考えております。

それで、ただいま2回目に質問されました所得制限、いわゆる子育ての医療費の関係の所得制限でありますけれども、それについてはいろいろと部内のほうでも検討させていただきました。しかし、美里は美里でそういう案を出した。右へ倣えしたい気持ちは十分にあったわけでございますけれども、やはり美里にない施策等々も予算措置を十分考慮しております。特に、医療の関係、いわゆる病院にかかわるそういう体制等々について、やはり予算措置等々もしなければならぬという状況がございますので、その辺について検討した結果の苦肉の決断であるということをご理解いただきたいというふうに考えております。

そしてまた、若者の定着する公営住宅の建設等々についても案を示されたわけでございますけれども、今お話ししましたように災害公営住宅48戸を建設する段階で、事務あるいは工事等々を進めております。そういう状況の姿でありますので、これが一応ある程度の姿が落ち着いた時点になりますと、淡島あるいは一本柳等々の課題ということについても一応対応できる方向性が見えてくるのかなという考えでおりますので、どうかその辺も議員の皆様方のご理解をお願い申し上げたいなというふうに考えております。

そしてまた、商工会で提案されました朝日生命跡地の関係につきましては、今でも私自身は買収しまして取り壊す姿が必要だなという気持ちは持っていますけれども、これまでにそういう震災のいわゆる復旧・復興に向けた取り組みのまずやらなければならない状況は何かということからしますと、朝日生命を早く取り壊して更地にして活用すればそれでいいかということよりも、まず優先して町の政策として実現しなければならない課題というものはあるわけがございますので、そうしてもそちらのほうに優先して対応せざるを得ないというような状況でございます。でありますので、その辺のところはこれから商工会の皆さん方とどう活用しながら、どう盛り上げて活性化を図っていくのかということについてもこれからソフト的な姿を持ちながら、ともに汗をしながら地域活性化に向けた取り組みをしてまいりたいなという考えでございますので、よろしくご指導の

ほどをお願い申し上げ、議員さんにおかれましても商工会等々を煮詰めていただいて、ある程度の方向性を出していただければ早くに取りかかる姿ができるのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） ある程度の方向性を見出していただければと言いますけれども、要望書を出されたというのは方向性が出されているわけでしょう。要望書を出されたのに、方向性も何もないというんですか。今まで商工会からああいうの、かつてありました。ないですよ。だから、例えばですよ、さっき言った高校生が毎日百何十から200人、あそこを通ると。危険な建物であると。所有者がわかっているんだから、まず所有者に対して建物だけでも撤去してくださいとか、そういうことを町から訴えることだってできるわけですから、ぜひそのことはやってほしいと思います。

それから、ラスパイレス指数なんですけれども、これ隣の山形県大石田町、友好協定をやった大石田町が103.4、山形県の一番下が98.8。涌谷町、そこに行っても一番下です、隣の県に行っても。やっぱりこれはちょっと残念なことですね。ぜひ、改善をお願いしたいと思います。

あとは、最後になりますけれども、さっき言った人口問題について20代から39の女性が半減すると都市は死んでしまうということでの、こうした市町村が5割以上となる都道府県は、北海道、青森、山形、和歌山、鳥取、島根、高知の7道県。幸い、悲観的な話ばかりであれだったんですけれども、涌谷町のを見てみました。平成26年1月末の20から39の女性の数が910人で、これが20年後にはどうなるかと。30年後はちょっとまだ生まれていませんのでできないんですけれども、20年後には1,278人とふえているんですよ。だから、まだ捨てたもんじゃないというんですかね。これは、こういった子供さんあるいはその方たちが大人になろうとしてる、なったときにでも、やっぱり涌谷ってほかよりいいよねというまちづくりをぜひ、最後はお願いして、私の質問を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 朝日生命の……。 （「朝日生命の撤去の」の声あり）朝日生命の関係でございますけれども、以前解体してほしいというような所有者に対してお話しした経緯があるというふうにお話を聞いておりますけれども、その返事は買ってくださいというような状況だったように聞いておりますので、そういう流れできております。

ただ、買って具体的な姿の計画性があの時点で出ていなかったのかなというふうな姿が今でもありましたので、現在までに至っているのかなと。私は、何とか建物あるいは土地を活用できる姿がないかという気持ちは持っていますので、その辺のところは先ほどお話ししたように一体となった活用策あるいは活性化策をぜひつくっていきながら対応してまいりたい。先ほど1回目に話しましたように、大分計画等々についても商工会のほうで詰めているようでおりますので、まずその辺のところをお伺いしながら対応しなければならぬのかなというふうに思っております。

あと、ラスパイレス関係につきましては、今手をつけますと相当な職員間の混乱が生じるというような姿でございますので、この給与の金額を上げる微妙な、この辺は総務課長が大体把握しているようでございますので総務課長のほうから答弁させますけれども、その辺があるもんだから、ちょっと今すぐ手をつけるというわけ

にはいかない。やっぱり少しずつ少しずつ、国あるいは県の姿と合わせながら無理のないような、無理のないというよりも妥当性のあるような、いわゆる職員間で理解、納得されるような姿をつくりながら、給与体制をつくって見直ししていかなければならないのかなというふうに私自身考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

あと、答弁漏れございましたか。（「ないです」の声あり）ないですか。はい、頑張ってまいります。よろしくお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） ただいま町長がラスパイレス改善のことを申し上げましたけれども、答弁の中にありましたように、職員間の不平とか不公平感といいますかそういったものが起きないように、可能な範囲で昇給、昇格等を積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） やめようかなと思いましたが、町長の答弁を聞いて、気持ちはあるけれどもという、町長の好きな「姿」というのは、気持ちは姿では見えませんよね。やっぱり町長の言う行動を起こすことが一番だと、町長はいつも言っている。相手がわかっています。朝日生命の建物所有者もわかっている。だったら、しつこいくらいに粘り強く交渉を続けてほしいと思います。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） ご苦労さまでした。

6番大平義孝君、登壇願います。

〔6番 大平義孝君登壇〕

○6番（大平義孝君） 6番大平でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

質問1、国の農政大改革にどう対応するのか。

町長初め、職員の皆さんも我が町農業の将来を左右する今回の政策を熟読し、しっかりと理解をし、農政大改革の初年度を迎えるものとそう捉えて質問をいたします。

説明会等を私も聞いてまいりましたが、なかなか理解しづらいところが多いということで、昨日の議員さんの質問と余り同じことを聞かないような形でいろんな調整をしながら質問をさせていただきたいと思っておりますので、そのうちの1つ、いわゆる減反廃止についてどのように捉え、生産現場の構造改革を進めるのかということでございます。

2つ、やる気のある担い手が活躍できる環境を整える手だては。

3つ、日本型直接払を活用してふるさとをどう守っていくのか。

質問2につきましては、病児保育についてでございます。

私も3回目だと思います、病児保育についての質問は。毎回、誠実に答えていただき、さくらんぼこども園では病児まではいかないけれども、これが精いっぱいという町長の答弁で病後児保育をつくっていただきました。それでも、やはりこの病児保育については必要なものと思っております。若い世帯の増加、定住がなければ、本当に涌谷の持続的な将来像も描けません。子育て支援の拡充が必要と考えますがどうかという質問でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、登壇願います。町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） それでは、6番大平義孝議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の国の農政大改革にどう対応するのかとのご質問で、減反廃止に伴い、どう生産現場の構造改革を進めるのかについてであります。国では平成30年を目途に生産数量配分を廃止し、国からの需給見通しなどの情報等をもとに生産者や集荷業者、団体が需要に応じてどのような米を幾ら生産、販売するかなどをみずから決め、経営の自由度を拡大することとしております。しかしながら、生産現場では作付計画の見直し調整や所得確保への不安など混乱が十分予想されます。今後の対応といたしましては、国の米の直接支払交付金や水田活用の直接支払交付金の取り組み状況と、今年創設される農地中間管理機構を活用した担い手等への農地の集積、集約状況等を見ながら生産者や関係機関と密に話し合いを行い、進めてまいりたいと思います。

次に、やる気のある担い手が活躍できる環境の手だてにつきましては、国の大改革には4つの柱があり、その中にも意欲ある農業者がみずから経営判断で作物を選択する状況を実現し、そのことにより需要に応じた主食用米生産が行われる環境整備を進めることとしております。そのためには、前段の回答に関連いたしますが、生産基盤であります農地の集積、集約がなされ、初めて担い手が活躍できる環境を整えるものだと思っております。日本型直接支払を活用してふるさとをどう守っていくのかにつきましては、現在当町では農地・水保全管理支払において8組織が活動しておりますが、新たに日本型直接支払制度の多面的機能支払として取り組むことができるようになりました。これは、農地集積を進める中で担い手に集中する水路や農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押ししようとするものでございます。今後、まだ取り組みが進んでいない集落に対し、活動組織の立ち上げを積極的に働きかけていきたいと考えております。

次に、2点目の病児保育についてでございますが、病児保育とは子供が病中であって集団保育が困難な期間、保育所や医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う保育サービスのことでございます。現在、当町では今年度開園したさくらんぼこども園におきまして、より質の高い学校教育、保育の一体的提供を目指す幼児教育就労率向上に伴う多様な保育ニーズに対応する保育の量的拡大、家庭における養育支援の充実を目途とした保育を重点に展開しているところでございます。ゼロ歳児のお子様からお預かりいたしますことから、保育中、急に体調不良を起こす子供や医師により病氣回復期と診断された子供を対象に、保健室を設け、看護師を配置し、対応しているところでございます。現時点では、この目的を中心としたサービスを提供することを最優先といたしまして、幼児教育の充実に努める所存であります。

議員にご提言いただいた病児保育につきましては、今後の施設運営のあり方の一つとして参考にさせていただきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。6番大平議員への回答とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） それでは、1つ目のいわゆる減反廃止についてどのように捉え、生産現場の構造改革を進めているかということについて質問をさせていただきます。

本当に、前回の議会で町長の答弁にもありましたけれども、ころころ猫の目の政策、政権が変わるごとにそういう政策が出てきて、農村現場は非常に大変でございまして、何でこういうふうになるのかなということ、常々現場の農家の皆様方は対応に本当に苦慮しているというような状況であろうかと思っております。

先ほど、町長言われましたけれども、首相が、農業者がマーケットを見ながらみずからの経営判断で作物をつくれるようになると改革の意義を大きく強調していました。まさに、普通に経済活動をしている会社経営者とか商店の経営者であればそうだと思いますけれども、なかなか自然を相手にしている農業、涌谷町は特に非常に厳しい環境の中で農家の皆さんが一生懸命農作業に当たっていただいている。そういった中でこのようなことを出されるということは、非常に将来の涌谷町の農業を守っていく、そういった立場からいっても大変ではないかと思っております。

そこででございますけれども、この予算、政策、見ればいかにも農業者、農家の方が、補助金、前と余り変わらないんじゃないですかというようなそういった性格に仕上げられておまして、しかしながらよく見ますと、先ほどのこのみずからの経営判断というところが絡んでくるんだと思うんですけれども、対応をきちんとしていかないと返ってくる見返りが、保障も何もされていないところに非常に問題があるんじゃないかと思っております。今までの政策と違うところは、その辺ではないかと思っております。

宮城県の試算でも、この5つの補助会計で減反が半額、生産調整が転作でふえます。そして、その水田活用の直接交付金は102億円から24%の126億円にふえるんだそうでございます。飼料米生産に応じて、この10万5,000円ばかりがひとり歩きをしておりますけれども、5万5,000円、それも審査されて、何ぼしてもとれなかったというような田んぼでなければもしかして捨てづくりとみなされて、この5万5,000円ももらえないかもしれないというような政策になっております。10アール当たりの生産量が、本当にどういうふうになるのかなというふうに考えておりますけれども、6%ぐらいふえて作付面積もかなり多くしないと、今までの収入には追いつかないのではないのかなということでございます。

減反補助金は、間違いなく7,500円と半額になります。これが、全体額として94億円から45億円に減少してしまうということでございます。こういった、片方で非常に努力目標をきつく政策で縛る、そういった中で政府の試算では農家所得が13%はふえるのではないかとそういった政策になっております。そういったところの捉え方を個人の農家なり生産集団なりをJAとともに指導していかれるものと思っておりますけれども、どのように説明をしながら取り組みについての注意、でき得る限り今までの生産した数量から出てきた農家所得、営農組合なりの経営所得を減らさないようにしていくかということの指導の一端もなければならぬのではないかと思いますけれども、町としてはどのような考えでおられますか。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 議員さんおっしゃるとおり、平成30年度に向けて生産調整を廃止するというような方向で、大きな農政の転換期に入っております。

それで、町といたしましては、ことしの2月の13、14、17、18にJAみどりの職員と一緒に集落座談会を開催しております。それで、その米の直接支払交付金が半額になりますと、涌谷町に入ってくる交付金が1億2,969万5,000円に、半分に減額となります。それと、もう一つ大きな転換でございますが、大きく見直されましたのは飼料用米の関係でございます。議員さんおっしゃるとおり。今までと違ったのは、ことしから数量払いが導入されまして、涌谷町の場合、主食米の10アール当たりの基準単収が553キロとなっております。その553キロを収穫した方については8万円が支給となります。これは昨年と同様なんですけれども、ことしはそれにつきまして1キロ余計とれた方につきましては167円の加算がついてきて、上限で10万5,000円ですね。キロ

数で703キロ、11.7俵ということで、かなりこれはハードルが高いものでございます。それで、また下限の5万5,000円ということは一応6.7俵ということで、これを下回るということは捨てづくりをしないでくださいという意味が含まれております。

それで、町といたしましてはそういういろいろな制度が変わったことから、農業者、農家さんの所得を維持するためにもいろんな制度が今回出てきましたので、産地交付金の誘導なり、あとは先ほどおっしゃられました日本型直接支払交付金、これにまだ取り組んでいない集落なり団体がございますので、これ維持支払と資源向上支払がございまして、それに取り組んだ場合10アール当たり最高で5,400円の交付金が支給されますので、そちらのほうでも誘導して行って、農家さんの所得を下げないように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） そのような答弁になるのは仕方がないことではないかなと思いますけれども、しかし、これ私3つに分けて一般質問をするということにしましたけれども、考え方によっては全部一緒にないと政策的な連携あってこれがあるということ、3つ、4つに分けて政策として出してきていけばそういうふうになっ
てしまわざるを得ないんですけれども、今課長の言われたようにですけれども、そういった金額が最低と最高でそれだけ違う以前に、なかなか飼料米もなくてどうしたらいいんだというようなことで、それこそ553キロさえも何で生産量を上げていくのかということもあろうと思います。

また、飼料米にもしなつたとしましたらば、田んぼを今、涌谷町で生産組合等でブロックローテーションなど
をしておりますけれども、そういったところの作付のローテーション等をやれば、今度は飼料米と主食米が混ざってしまう可能性もある。これは、種が自然発芽して次の年に植えた主食用米に混ざるとい
うようなことになりますと、非常に涌谷町は米のおいしいところだと言われておりますけれども、そういうのは今、流通の現場では非常に嫌われますから、そういったところも考えながら進めていかざるを得ないということだろうと思
いますけれども、そのところは考えておられるのかどうか聞きまして、次にいきたいと思
います。よろしくお
願ひします。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 先ほどの答弁でちょっと漏れてしまったんですけれども、飼料用米の専用品種、これ全国で18種類ございまして、そのほかに知事特認の専用品種ということで16県で32品種ござい
ます。それで、この辺につきましてはちょっと宮城県がおくれています、宮城県の知事特認品取得のがござ
いまして、ことしに関しては専用の飼料米、これを作付いたしますと1万2,000円の産地交付金
が加算されますけれども、それが該当にならないのがほとんどでございます。

それと、この飼料米につきましては、宮城県のほうでも来年度に向け飼料米に取り組む農家の方々に十分普及
するような方向で、今、進んでいると聞いております。

あと、議員さんおっしゃるとおり、飼料米を植えた場合に穂から実が落ちてしまつて、ほかの品種を例えば作
付けした場合混じってしまうんじゃないかと。そのことにつきましても、集落座談会でかなりそのことが危惧
されました。それで、国のほうは、飼料米の専用品種を植えた場合はその田んぼを最低3年間は作付してくだ
さいというようなご指導がございまして、また、カントリーのほうでもそれについていかにしたらいいのか、そ
れを今JAのほうでも検討してございまして、その専用飼料米用のびんを別に設けるような話も伺ってござ
います。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） そのような事情を抱えながら、前の議会でも質問あったところでございますけれども、宮城県はなかなか震災の県であるということでそういうようなおくれがあるのかどうかわかりませんが、非常に農業について熱心なのか熱心でないのかちょっとわからないようなところがあります。

それも越えてですけれども、2番目のこのやる気のある担い手が活用できる環境を整える手立てということで、まず本当に農地集積バンク、そして農地中間管理機構、人・農地プランをどういうふうにする中でうまく動かしていくのかということでございますけれども、説明会で出たところには、町の説明会でも出たとは思いますが、県の説明会で出たところでは、営農組織の水田の取り扱いについて非常に心配しておられる組織があり質問しておりますけれども、これから集積する組織と既存の営農組織、それで既存の組織もこれから集積する組織と同じような形で、さまざまな優遇を受けられるようになるのかどうかということについて非常に心配している組織がございますので、そういったところはどのような方向で考えて、国、県にお話をしているのかお聞きいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 人・農地プランの中で、やる気のある担い手とかそういう組織については、農地の利用を強気に推進して行って、そういう方々に10年後をめどに、今、農地の5割程度なんですけれども、8割まで集積していくというような方向で進めております。

また、その方々につきましては、例えば経営体育成支援事業とか農地集積協力金とかスーパーL資金の無利子化とかそういうメリットもございますので、そういう方向に向けて町としても進めていきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 町としても進めていくという、進め方もあろうかと思っておりますけれども、既存の集落営農組織などは土地利用組合の運営に集落営農がありまして、その集落営農組織には法人化するというところでなければこれから認められないんじゃないかという頑張りがある、法人化する際に土地利用組合の農地、今までずっと使ってきた農地をこのプランに乗せられるのかどうかということを心配しておりますけれども、その点は調査等をしていないですか。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 今回の改正には、集落営農の法人化の支援ということが挙げられてございます。それで、交付対象は23年度以降に法人化した集落営農が対象ということで、定額で40万円を補助しますというようなことでござっております。あとは、集落営農の対象者、経理担当者等の育成事業、これも人・農地プランの中で位置づけられております。そういう面がございますので、そういう農協さんのほうでも法人化に向けた支援、もしくは町のほうでもそういう経理事務の支援とかを行っておりますので、そういう方向で支援していきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） そういう方向で支援、あと人・農地プランで23年度以降と言わないで、前々から本当に涌

谷町のために一生懸命頑張っている組織があるわけですから、この制度の見直しとそっちのほうの見直しも連動しなかったら、大きな金が農村に入りますよという大手マスコミのさまざまな報道に負けてしまう。涌谷町の農業はそういうことで負けては困るとそのように思いますので、そういったところを一言、頑張りますというようところがほしいんですけども。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 涌谷町の人・農地プランの関係で、受け手となりますのが認定農業者と集落営農、あとは法人化された方々、あるいは……。もう一つのグループがあるんですけども、その方々が人・農地プランの受け手になっておりますので、その方々に頑張ってくださいまして、企業が参入しないで、その方々にとにかく受け手となって頑張ってもらいたいと考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） とにかくにも涌谷の農業、その組織だけではなくて、3番目の日本型直接支払ですけども、集落がきちんと整っていなかったらその組織も集積もなかなかうまくいかないと。よく言われていることは、兼業農家悪者論がありますけれども、涌谷町のほとんどの農家は兼業農家でございます。その兼業農家にそういう組織があり、自立経営している方がおられるということでございますので、そういったところをきちんと捉えながらさまざまな、それこそ課長を初め皆さんには汗をかいていただきたいと思います。

それで、この農地維持支払と資源向上支払、農地・水・環境保全の焼き直しでございまして、少し足したといえども5年経過した組織には75%しか交付されないなど、そしてなおさら涌谷町には8組織、1つの組織は非常に大きな組織でございますけれども、表側のほうには組織が非常に少ないということで、これも本当に組織をつくって事業を開始しないとお金が入ってこないわけでございますから、何が何でも組織をつくって、涌谷町にこれだけ言われている金額が、ひとり歩きしているような金額を取り入れて、涌谷町の活性化のために、農業の活性化のためにやるんだというようなそういったところがなければならないと思います。

このことについては、現在行っております都市下水路等のことと土地改良区のこととあります。そういったところもきちんと整えていただかなければならないこととございますけれども、そういった取り組みについて、本当にこれは地域がまとまらないとできないこととすけれども、まとめるような努力をしていっていただきたいとそうように考えておりますので。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 日本型直接支払交付金関係ですけども、その前の制度に農地・水・保全向上対策事業といたしまして、今現在8団体で取り組んでおりまして、年間交付額が2,946万9,140円となっております。それで、これは5年間取り組むわけでございますので、5年だと1億4,000万円ほどの支払いとなっております。

それで、今現在8団体だけなんですけれども、今現在4つの団体さんが、組織が、これにぜひとも取り組みたいというようなことで手を上げてございます。町といたしましても、そういうまだ取り組んでいない組織というのが結構ございますので、4月の20日にそういう実行組合なり集落営農さんを対象にした説明会を開く予定にしておりまして、全町ではそれが難しいかもわかりませんが、より多くの方々に取り組んでいただきたいと考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 全町では難しいというんですけれども、圃場整備事業に取り組む地域にはぜひともつくっていただいて、圃場整備をしたからそれで終わりだということではないはずでございますので、その取り扱いについてお願いを、これはお願いになってしまいますけれども、相手がいることでございますのでなかなか難しいと思いますけれども、そのようなことで取り組みを進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

病児保育についてでございますけれども、さくらんぼでは本当に病後児保育を始めていただきましたけれども、どうしても途中で具合が悪くなって、それが病後児と判定されなければ親御さんに電話をかけて、これは前から言っておりますけれども、涌谷町の町立病院があります。町立病院の中で、それこそ病院の会計ではなく一般会計、病後児保育もそういった会計でやっているわけでございますから、一般会計で取り組む。

本当に、これはちょっと話がおかしくなりますけれども、庁舎のための積み立て5,000万円、そのうちの1割500万円、何とか場所と500万円があればできるのではないかと。そのようなことも言われております。そういったところは、本当に今は石巻、仙台、大崎、登米、みんな他市町に出て職場を求めて働いているお父さん、お母さん。年寄りがいればということで電話が来ても対応できますけれども、仕事を休んで次の日からまたずっと休まなくては行けないと、そういった状況がこの町にあるわけでございますから、子育ては本当に涌谷の将来がかかっている。私たち高齢者もその子供たちが大きく成長して下支えしてくれないことには、なかなか生活もできないわけでございますので、そういったところは本当に病院でやるにしてもさくらんぼでやるにしても、これは全町域の子供たちを預かるそういった仕組みと他市町との取り決めを決めながら、そちらのほうからも利用していただくような形で進めていただきたいと私は考えております。そういったことを町長が前の質問ではこれが精いっぱいだというようなことでございましたけれども、精いっぱいを少し取り崩して答弁をお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 病後児保育についてまた再質問等々がございましたけれども、やはりこれについては今現実はどういう現況で何人ぐらいが具体的にそういう姿があるのかということ、ちょっと私の手元等々に把握はされておられませんけれども、確かに議員おっしゃるとおりのその姿で進めばユートピアなのかなというような気持ちであります。しかしながら、やはりこの保育という観点から見ますと、あくまでもはっきりとした病気にかかっているお子さんを保育所で常に預かっておくという姿は、ちょっと難しい。確かにそのとおりであります。でありますので、そのかわりにということでもありますけれども、これについては幼児から今回中学生までの医療費無料の姿づくりで対応しておりますので、そういう面で対応できるような姿づくりが必要なのかなというふうに思います。

当然、入院が必要であるということになれば入院ができるような対応もしなければなりませんけれども、そこまではまだ涌谷として小児科等々がございませぬので、責任を持って対応できるかどうか等、難しいところがあるんじゃないのかなというふうに思っております。もう少し検討させる姿が欲しいなというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） ここで農林振興課長より発言の訂正がありますので、許可します。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 済みません。さっき日本型直接支払制度の関係の説明会を4月20日と言いましたが、3月20日に訂正します。今月の20日です。

○議長（遠藤稔雄君） ここで休憩いたします。再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

9番鈴木英雅君、登壇願います。

〔9番 鈴木英雅君登壇〕

○9番（鈴木英雅君） それでは、議長からお許しをいただきましたので、かねて通告しておきました一般質問をさせていただきますと思います。

まず最初でございますけれども、現在第4次総合計画後期計画が策定されまして、今進行中でございます。その総合計画後期計画の見直しと評価について、まず第1点、質問させていただきたいと思います。この見直しに関しまして、首長の任期、要するに4年間に合わせた総合計画と同じような行政計画での考えなどもお聞かせいただければと思います。

まず、急激な社会情勢の変化に伴いまして、現在推し進めております総合計画は、町といたしましても、職員といたしましても対応しにくいものと理解するところでございます。住民にすれば、なおさらその総合計画の内容そのものの説明はございますけれどもわかりにくいという話もございます。町長の選挙時の公約がございまして、その公約に示された具体的な政策等を計画実行できることが最近では評価されて、そのような取り組みを行っている自治体もあるというように聞いております。この4年間というのが、まず短くて、具体的な事業計画に落とし込み、住民との公約の中での約束が住民に注視され、住民の理解が得られると思いますが、そこら辺の考えをお聞かせいただければと思います。それと、後期計画の町長としての評価もあわせてお願いいたします。

次に、住民の力を借りたまちづくりについてを質問させていただきたいと思います。

震災以降、多様化する住民の要望、要するにニーズに応える進行速度がかなり鈍い。まちづくりが停滞していると思われまして、よく言われています。きょうも昨日の一般質問、きょうの一般質問の中でも町長の答弁の中にございましたけれども、財政的なものとか、それとあと人手不足、マンパワー不足の答弁がよく聞かれました。このような状況下で、町民のニーズに沿った施策事業をスムーズに行うことが住民から望まれております。当町に各分野のスペシャリストが数多くおりますけれども、そういう住民の方々の理解をいただきながら町で推し進めている施策事業等を現在よりもスムーズに推し進めることが必要なのかな、そのような思いでございます。そうすることによりまして、総合計画でもうたわれております住民と行政の協働のまちづくり精神の具体的な姿が、町長のいつも言っている姿があらわれてくるのかなと。そこら辺のところの考えもお聞かせいただければと思います。1回目。

○議長（遠藤釈雄君） その前に、2点目の住民の力を借りたまちづくりについて。

○9番（鈴木英雅君） 先ほどの後期計画の評価もお聞かせくださいということで質問して、その後に、ごめんなさい、町民の力を借りたまちづくりについて、後部のほうがそういう内容の質問でございました。済みません。

○議長（遠藤釈雄君） 町長、登壇願います。町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） それでは、9番鈴木英雅議員の一般質問にお答え申し上げます。

1点目の第4次総合計画後期見直しと評価ということでございますけれども、まず第4次総合計画というものはどういう計画なのや、いわゆるどういう位置づけの計画なのやということを説明しますけれども、これは涌谷町でいえば最大、最頂上の政策の姿だということでもありますので、たとえその計画の期間中、いわゆる10年ありますけれども、に首長が変わろうともそれに沿った政策の中で、総合計画の中で、具体的に政策を樹立していかなければならないその姿があるんだということをまずご理解いただければなというふうに考えております。

そういう意味で、この1点目の第4次総合計画後期計画の見直しと評価ということについては、そういう認識に立って私は今取り組んでいるということでございます。首長が変わりましても、この姿は町民の代表者あるいは議員の代表者の方々がしっかりと策定していただいた計画、基本構想でございますので、それを崩すわけにはいきません。それで、18年から平成27年度までの10年間、今は後期計画ということで震災の年の23年度から27年度までの5年間がその期間の中に入っているということでございますので、まずそこから認識をしていただいて、私の考え等々あるいは取り組み等々についてご説明申し上げたいというふうに思います。

この市町村の総合計画は、以前は地方自治体ごとに策定することが定められた長期計画で、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、基本構想が10年間、これに基づく基本計画が前期、後期と各5年ずつの間で構成されております。現行の第4次総合計画は、「人間力 かがやくまち 涌谷町」を基本理念に平成18年3月に策定したもので、平成27年度に目標年次を迎えます。しかしながら、平成23年の地方自治法の改正によりこの策定義務はなくなり、市町村の独自の判断に委ねられることとなっております。私といたしましては、多様化、複雑化する課題に的確に対応し町民ニーズに添えていくためには、長期的展望に立った方向性を町民に明確化をし、当町の目指すまちづくりを推進するために取り組む施策等を明示する必要があると考えておりますので、引き続き10カ年での総合計画を策定してまいりたいと考えております。

現在、後期計画は平成23年3月の東日本大震災が発生しました当日にこの場で行政報告をいたし、ご了承いただきました。前の町長。ご存じのとおり、計画策定においては懇話会を開催し、多くの議論を重ね、町民各会、各層とともに時間をかけて策定したものでございます。冒頭申し上げたとおりでございます。私も当時、副町長として策定に携わっておりますし、この後期計画は基本構想に基づき、現在考えられる事業については一通り網羅されております。また、私が選挙中に目標として掲げました……。これ、公約という姿でそれぞれの方は表現しておりますけれども、私はその当時、公人ではございませんでしたので、目標というような姿で考えた次第でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。自主防災組織の確立、企業事業所等との防災協定の締結、産業の創造、企業誘致、教育環境の整備拡充、国内外との交流促進などについても全て記載されておりますので、ご質問にございます首長の選挙目標に示された具体的な政策提言についてはこの中

に十分反映されておりますし、今後の町政を運営する中でも私自身支障はないものと考えております。

特に、震災の関係につきましては、災害に強いまちづくりを目指し、自主防災体制の強化など迅速で確な体制強化を促進し、必要に応じて地域防災計画を見直しし、総合的な危機管理体制の構築を目指すとしております。今後、6次産業化の創造や商工業の起業の支援を早期に実行するためにも、この計画が確実に実現するよう推進していきたいと考えております。

次に、後期計画のこれまでの評価ですが、さきに申しあげました自主防災組織は全ての行政区で結成し、涌谷町地域防災計画も今年度見直しいたしております。防災協定におきましても、山形県大石田町、アルプス電気株式会社等々を初めとする13カ所の自治体や事業所等と締結することができました。教育環境におきましては、さくらんぼこども園の開園、月将館小学校体育館の新築等整備が進んでおり、公民館も平成26年度中に完成いたす予定で今取り組んでおります。その他の計画につきましても、これまでの議会等々で議員の皆様にご報告してまいりましたとおり、着実に成果を上げているものと私自身考えております。

次に、2点目の住民の力を借りたまちづくりについてということで、各分野のスペシャリストに協力いただき協働のまちづくりが必要ではないかのご質問ですが、住民のニーズは近年、多様化している反面、業務の権限移譲や職員の定数見直しなどにより、職員の1人当たりの業務量は年々増加しております。そこで、質問者が提案されるように住民の方々と協働でまちづくりを行っていく必要があります。第4次総合計画では、「自治・自立のまちをめざし、住民と行政が協働し、人、コミュニティ、自治会、職場、街、暮らしが元気な、そして、行財政が元気なまちづくりを進めます」としてしております。協働は、市民と行政が相互の理解と信頼のもとで目的を共有し、連携、協力しながら地域の課題を解決する取り組みで、誰かがやるあるいはやってくれるという受身ではなく、職員、住民みんなが主役であるという意識を持って協働の取り組みを進めることであります。

住民と協働、コミュニティー活動の強化のため、昨年役場内にまちづくり推進課を設置しており、昨年7月には涌谷町かがやく協働まちづくり補助金を創設し、住民がみずから行う先駆性のある事業を公募し、まちづくりの組織が自主的に地域の課題に取り組むことのできるよう制度の構築をしております。また、このように行政との協働の体制を構築し、住民とともに地域の活性化や地域課題の解決に取り組み、地域や団体の特性を生かした事業が展開されるなど1人1人がまちづくりの主人公となる自主・自立のまちづくりに既に取り組んでおり、今後とも一層深く深化させていく所存でございます。

また、専門知識や特殊なスキルを生かしてボランティアを行う、いわゆるプロボノと表現しているようですが、を十分活用した地域づくりが必要であるということは十分私も認識しておりますので、こういった方々の活用についても今後考えていきたいと思っておりますので、今後とも一層のご支援、ご協力をお願いいたします、鈴木議員への一般質問の回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） ただいま、町長のほうから答弁いただきましたけれども、確かに総合計画、この計画どおり5年間とか、あとローリング方式でまた年を延ばすということもうたわれておりますけれども、この計画どおり推し進めれば涌谷町から人口が減るとか、ふえるばかりで、すごく全国的にも世界的にもすばらしい評価のある町になるのかなど。そのくらいすばらしい総合計画でございます。ただ、先ほども1回目の質問の中で

話させていただきましたけれども、住民からすればかなり複雑的な、わかりにくい、そしてスピード感のない総合計画だとそういう判断をしている住民の方がおります。

7分野のまちづくりになっておりますけれども、このわかりにくくて理解がちょっと得られないような総合計画そのものが、町長、先ほど公約でなく目標だという話がございましたけれども、その目標をきちっとこれから備えた総合計画と同じような行政計画でもいいのかなどそのような考えで質問させていただきましたけれども、これは先ほど答弁の中にもございましたけれども、総合計画というのは自治体でなければならないという国の考えで押しつけられた計画でございます。それが、時代の変化やそういうようなことを踏まえまして、総合計画ではなく事業計画でも構いませんよと少し和らげた国の考えで、最近では総合計画を考えないで事業計画を策定しながら推し進めている自治体も結構多く出ている、そのような報道もなされております。そういうような考えで、幾らかでも町民、住民の皆さんに理解していただけるような計画をもってまちづくりを推し進めていただければいいのかなとそのような考えで質問させていただいておりますけれども、そこら辺のところ、町長、またダブる答弁になると思いますけれども、そこら辺のところをもう一度聞かせていただければと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 私もそういう思いは、十分認識はしております。しかしながら、全然、ある議員の方々からご意見をいただくと、やっているその姿が総合計画のどこにあるのかわからないところがあるというようなご意見もいただいております。でありますので、無理にその総合計画あるいは基本構想等々に位置づけをするという、私自身気持ちは持っておりません。そしてまた、時代のニーズ、10年間でありますからその中に変化というものがあることも事実です。

例えば、先ほどお話ししましたように、平成23年から後期計画が始まりましたけれども、その年に未曾有の東日本大震災が発生いたしまして、総合計画にまるっきり災害復旧あるいは復興に向けた取り組みを最大優先に取り組まなければならなくなったということからしますと、じゃあ平成23年にある程度やらなければならないとした計画は、もうそれは捨てていいのかということになりますと、やはりこれは後年度に宿題として残っていく姿があるのかなということも事実でございますし、また皆さん方わかっておりますように、例えば麓岳地区の小中学校統合等々の問題につきましても、当然早いうちに着手していなければならない姿でありましたけれども、やはり地域の方々のご意見が強いという姿で、やむなく凍結というよりも見送らざるを得ないような状況になりました。じゃあ、その間、その年は何もしないでいいのかという状況になりますと、やはり次に必要な事業というものを最大限取り入れた前倒しだとか、あるいは事業のローリングをして取り組むというような状況がそこに出てくるということでございますので、あくまでも総合計画の基本計画等々については、絵を描いたその姿の中で、そして最大限町民のニーズに応えた事業、課題というものを優先的に着手しなければならないというようなのが現在の姿ではなかろうかなというふうに思っております。

そしてまた、基本計画をつくったならば現実にどう具体的に進めていかなければならないのかということにつきましては、皆さん方の議会、毎年3月会議において第4次涌谷町総合計画の実施計画、2年分ずつ示しております。この事業について予算措置をしながら、町民のニーズに即した事業をこなしていきますよということでもありますので、ぜひその辺もあわせてご理解をいただければ私は幸いだなというふうに思います。

この実施計画そのものが、予算づけをした取り組むことしの項目でございますので、また新たにそれよりも優先すべき事案あるいは自然現象等々の状況で災害等々が発生した場合は、やはりそれを延ばさざるを得ないというような姿でございますので、その辺は弾力的に取り組んでまいりたいと思ひますし、議会の議員の皆様方にもそういう姿があった際には最大限協力をいただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） やっぱり、町として住民の、要するに町長の最後のほうの答弁の中に住民のニーズに応えるのが町のやるべきことだというような話がありましたけれども、私はそのように今理解したわけでございますけれども、全くそのとおりで、そのためにもやっぱり考える必要があるのかなど。要するに、住民のこれから、後の質問の中にも、とにかく、町民の力を借りたまちづくりにもちょっと関係するところではございますけれども、今誰しもが、財政的な話も今回の議会の中でございました。そして、マンパワー的な不足、それも議会の中でありました。余計なことをやれというんでなく、あるお金で最大の効果を出すのが町長の使命だとそういう話もございました。全くそのとおりだと思います。そういうことを考えた上での話でございますので、どうか理解していただければ、今回すぐやれとかそういうんでなく、これからはおさら時代的にも厳しくなると思ひますので、そういう考えもあるんでないのかなどそのような思いでございますので、ぜひ将来に向けた、本当に町長が常に言っている5年、10年後の涌谷の姿、それをこれからもずっと追いつけると思ひますけれども、必ずしやその事業計画、現在の総合計画とちょっと違ったような事業計画の考えもあるよというのを常に頭の中に入れてもらって、住民のニーズに応じてもらえるようなまちづくりを推し進めていただければと思ひます。

それから、次の、2つ目の質問にいかせていただきます。

先ほどから話しておりましたけれども、住民の力を借りたまちづくり。これ、本当に当町には各分野ですぐれた能力のある住民の方々がございます。まちづくりに関してもしかりでございます。それで、ちょっと昔の話になりますけれども、当町で企業誘致室などございました。そのときに、宮城県の中小企業振興機構の相談役をやっていた方も当町におりまして、その方と話をすることがございましたので、あの当時、副町長が総務課長だったと思うんですけれども、紹介した経緯がございます。その紹介したときの後で、当時の町長、そしてあと企業誘致室の室長がたしか現在の副町長だと思ひますけれども、その紹介した方と町に対しての企業誘致の考えとかいろいろ話をしたように言われました。その後の話で、企業誘致をするのに町そのものの真剣みが足りないと言。その後の話で、引き続き話をしていけば、当時みんなが思っていた企業誘致ができたのかなどそのような思いもございました。そこら辺のところの、計画にもうたわれておりましたけれども、企業誘致とか本当に将来的な涌谷の町の姿をつくる上で必要ですよ、そのような感じで誘致室もつくったのに対して、すぐ誘致室がなくなる。そして、今になってみれば、その企業誘致そのものが誰の口からも出ないような状況になっております。

そういうさかのぼった話で失礼だったんですけれども、あらゆる部署で関係しているスペシャリストが当町には多くおりますので、町長初め副町長、そして担当課、そういうスペシャリストの方を紹介してくれと言われてたら紹介しますから、ぜひこっちから出向いて行って、涌谷の将来の姿をこのように考えているから何とか協

力してくださいというような話の進めようというのものもあるのかなと、そういうような思いでございます。そこら辺のところについて町長、考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 答弁を留保して、昼食のため休憩したいと思います。再開は1時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

留保しておきました答弁から始まります。副町長。

○副町長（菅原孝治君） 私のほうから、前の仕事の関係でいろいろと話が出ましたので、せっかくの機会でございますからご答弁を一部させていただきたいというふうに思います。

確かに、議員さんおっしゃるようにまちづくりをするためにいろんな方々のお知恵を拝借し、またご意見をいただいてやるということは大変重要なことございまして、若干先ほど話が出ました関係につきましては、ちょうど平成20年だったと思いますけれども、まだ企業誘致対策室があったころですね。私、室長ということでその業務に携わっておりまして、県の指導でそのころは企業誘致がもう大々的に始まっていて、全市町村がそれに参画していたという状況でございました。その中で、県のほうの発案で各圏域ごとにもものづくりのための事業者を対象とした協議会なるものをつくってはどうかという話がございまして、大崎でも大崎ものづくり協議会なるものが設立されたわけでございます。その際に、県のほうから要請がございまして、いろんな優秀な方が圏域にはおりますので、その中でもたまたま涌谷町に在住しておりました、多分アルプスに勤めていた方だと思うんですが、その方をぜひ会長にというお話が逆に県のほうからございまして、私が出向いてその方にお話をして会長に就任していただいたという経過がございます。

この会は、ご存じのようにものづくり協議会でございますから、対象がほとんどが製造業の事業者さんでございます。現在もその協議会は設置されておりまして活動を展開しておりますが、現在のところ多分二十五、六社が加入しているんだろうというふうに思います。涌谷町からは、3つかそこらの事業者が参加しております。

私も当時、その活動を展開しながら、町外から事業所を呼ぶということも大事ですけども、地元は今おられる事業所、当時、多分15か20ぐらいあったと思うんですが、地元の事業所の方々の発展と申しますかそういったこともやらなきゃだめですよというようなこともございましたので、そのほうに力を入れてまいりまして、ものづくり協議会のほうにぜひ加入していただきたいということで加入していただいたのが、当時、多分五、六社だったと思うんです。現在3社ぐらいに減りましたけれども、ということでももとはそういったものを進めるときに、一つの取っかかりは行政がやりますけれども、その先はそういった事業者さんが勉強をしながら、当時であれば自動車メーカーの事業に参入するとか、いろんなものづくりのために参入するための資金であったり技術であったりを勉強すると。資金とかそういった制度的なものを行政が側面からバックアップするというような形で支援していったという経過でございます。

このように、ものを進めるためにはいろんな考え方があろうかと思いますが、やはり行政がどういう立場でどういうかかわりを持っていくかということが大事なんだろうというふうに思います。ただ、行政に熱意がないとかあるとかということもあろうかと思いますが、それとは別に基本的に事業をやるのは実際には民間の事業者さんでございます。それをどう支援していくかということなんです。だから、そこら辺の立て分けをきちんと理解しませんと、何でもかんでも行政でやるというようなスタイルではなかなかものは育ちませんので、これが非常に難しいわけでございますけれども、そういった中で、協働のまちづくりというのは一緒になってやるということですが、総合計画にも書かれておりますが、あくまでも町民が主役というような形で行政がバックアップするという形の中で進んでいけませんと、そこら辺がどうも、やり方がそういう形になってきますと、全然町でやっていないんじゃないかという話になりますけれども、そういうかかわり方しかできないのではないかなというふうに私は思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 9番、町長のほうも答弁ありますので。町長、答弁。

○町長（安部周治君） それでは、総合計画の関係で質問されました。この内容等々については、1回目答弁した内容と同じではございますけれども、私も皆さん方と同じ議会議員の経緯があります。そういった面で、まちづくりというものをどういう姿で盛り上げていかなければならないのかということについては、重々私自身も執行部側に来まして、なるほどこういうときにはこういうふうに進めるべきだったんだな、あるいは発言をしてぜひ実現するような努力をすべきだなということを思いながら今、執行部の姿でおりますけれども、やはりそういう思いがあったために今、冒頭申し上げましたとおりやるべきこと、限られた予算の中で当面やっておかなければならないことをしっかりと把握して前に進もうというふうな姿でございます。

東日本大震災で、そういう面でこの目標が若干ずれてはまいりましたけれども、できる限りその姿に向けるよう努力した姿で、今実施計画に取り込んだ姿でございますので、よくよく精査していただいて、これもまちづくりの姿である予算づけなんだな、これも議会の中から意見として、あるいは一般質問として出た事業の取り組みなんだなということを見ていただければ、おおむね一般質問あるいは皆さん方の質疑で、私に対して質疑をした内容等々については、おおむね網羅している姿があるなというふうに私自身思っておりますので、どうかその辺もご理解をいただければというふうに考えております。

そして、ただいま副町長が企業誘致等々についてお話し申し上げましたけれども、やはり涌谷町は前々から団地、いわゆる誘致すべき団地としての土地はなかった姿でありますので、空いた土地あるいは誘致できるような土地等々についてピックアップしながら対応してまいりました。おかげさまで、これについても元第三小学校には高齢者向けの特別養護老人ホームも建設していただきましたし、花勝山の東北ゴムさんの跡にソーラーも来ていただいたこともございますし、たまたまこの黄金山に目を向けて対応しようとしたときに、黄金の森を守る会からいろいろと意見等々がございまして断念するような姿。それでも、価値観を高めるために水道管を布設して、今後の企業用地として確保しなければならないなということについて議会のほうにもご相談申し上げたんですが、これもだめになりました。

しかし、町としては、いわゆる被災者あるいは避難者等々の災害のときに、一時的にもそういうスペースということも絡めて企業の用地を確保しなければならないということは皆さん方同じ思いであろうということで、今、内々に苦心に苦心を重ねながら県あるいは国等々と交渉を重ねているところでございますけれども、実れ

ば皆さんにもお話を申し上げたいというふうに考えております。山はたくさんありますけれども、山に水道、電源がないという相当な不便がありますので、平地とすればどこなのかということについても今いろいろと模索しながら対応していかなければならないということで検討しておりますので、その辺もあわせて事業計画あるいは総合計画の中にも組み込みながら、皆さんの意見をお伺いしてまいりたいなど。

これについては、平成28年度からの総合計画に具体的な姿が網羅できれば最高の幸せであろうというふうに私自身考えておりますので、ご認識のほどをお願い申し上げたいなというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） ただいま、副町長、町長のほうから企業誘致絡みの答弁ございましたけれども、確かに副町長の、要するに時期的なものもございまして言うとおりでとは思うんですけれども、ただ地元企業の先を案じるような内容の話がございました。新たに企業を町に呼び込むことをまずそっちに置いておいて、地元企業を大事にしますという話がございましたけれども、実際その件に関すれば地元企業の町に対しての思いというのも、それ以来、聞き取り調査とか町に対しての要望とか具体的に企業を訪問してそういう考えを伺っている様子はないなとそのような思いもございます。そこら辺のところ、副町長そのものが町全体でそういう地元企業を、事業者を大事にしていくという思いがあれば、定期的にやっぱりそういう事業所を訪問して歩くとかそういうのもこれから絶対になってくるなど。これからでなく、本当は、本来はもう既にその辺も行っておかなければならないことだとは思うんですけれども、そういうような思いがございます。

それと、あと町長、今の答弁の中で町長も議員の経験があるという話がございました。なおさら、議員をやっている年数も自分たちと比べればかなり長い間、議員をやっていたわけでございます。そして副町長を4年、そして現在町長をやっているわけでございますけれども、そういう経験豊かな町長にもっと政治力を発揮していただきたい、それに私は尽きると思います。その辺を多くの住民の皆さんが、政治経験豊富な町長さんだからとかなり喜んで安部町政を見てきたわけでございますけれども、失礼な話、先ほどから話をしておりますけれども、震災以降、何かこう、町長の思いそのものが町民の皆さんに届いていない。もっと政治力を発揮していただいて、例えばしつこいくらい、先ほども誰かの話にございましたけれども、しつこいくらい例えば県のほうに顔を出すとか担当課に行ってお願ひするとか。そして、先ほど来、話しておりますけれども、この涌谷町にはそういう内容の詳しい方もおります。そういう方々と話し合い、そして関係機関に行つて頭を下げてくる、そういう政治力というものかなり大事なかなと。町長そのものも今現在、自分の政治力を出し切っているというような思いもあるかもわかりませんが、私たち外から見ればまだまだ政治力が足りないそのような思いもございしますので、そこら辺のところを町長、そういう政治力を発揮する心構え、きちっと聞かせていただければと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 企業誘致の関係につきましては、議員おっしゃるように地元の事業者さんにもっと小まめに顔を出していく必要があるんだろうというふうに思います。

ただ、細かい関係については、結構事業者さんにお手伝いしている部分もございます。ただ、その当時と比べて事業者がやめたところもございましてなかなか難しいわけですが、常時情報をとりながら話を聞いて、支援できることは支援していきたいというふうに思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、再度答弁させていただきます。

具体的に、改めて私の政治的な行動等々についてどの辺が足りないのかお伺いしたいというふうに考えておりますが、議長さん、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

私は、今精いっぱいやっているというような思いでございます。というのは、土曜日、日曜日、祝日、ほとんど私は休んでおりません。なぜかといいますと、行事そのものもありますけれども、この通常の時間にただまわってしまった姿等々については、それをその時間帯に処理してまいりたいというふうな考えでおります。そしてまた、できるだけ東京あるいは近隣等々について行動を起こすその姿で現実に行っておりますけれども、いかんせん私が動けば当然お金がかかる。交通費から何からかにかからということもございます。そういった面で、これも町民の税金等々が入っておりますので、その辺との兼ね合いも考えてもらわなければならない姿かなというふうに思います。

これは、ちょっと休憩させてくれませんか。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午後1時17分

再開 午後1時18分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 町長、先ほどの発言は反問ですか。反問でしょうか。（「反問でお伺いして」の声あり）
そうですか。

ただいま、町長が政治力発揮している部分で不足をしているというその具体を求めています。9番よろしいですか。（「はい」の声あり）はい。

○9番（鈴木英雅君） 町長から反問ということであえて言わせていただければ、具体的に名前も出るわけですが、そこら辺のところをご了承していただきましてお聞き上、お願いしたいと思います。

例えばですよ。去年の12月の13日で任期が切れましたけれども、地元の県会議員で中村 功さんがおりました。議長職が12月の13日で切れたわけでございますけれども、その中村議長が当町の出身でもある。そして、かなり町そのものに、自分も涌谷の人間だということで、真剣に町のことを考えていた。そのときに、町のほうから「中村議長、何とかお願いします」という声は何ひとつないような状況でございました。そして、先ほど私が言いました、県のほうにもほかの自治体の首長さんと比較しますと、顔を出している回数が少ない。顔を出している回数が少ないということは、町長そのものが県のほうに行って、県庁のほうに行ってお願ひ事をする機会が少なかったということだと思っております。そこら辺のところを踏まえて、せっかく近くに宮城県の村井知事との太いパイプを持っている県議会議員さんがいたのにもかかわらず、そういうのが少し足りなかったのかなということで、私はもっとそういう意味での政治力を安部町長に発揮していただきたかったということを伝えたかったわけでございます。

これからも、遅くはないので、そういう意味でも町長に政治力を十二分に発揮していただきまして、町民のニ

ーズに沿ったスピード感のある施策を行っていただければありがたいなど。そして、時間もそのとおりですので、総合計画にも……。 （「ただいまは時間を止めております。反問でありますので」の声あり）一応、そのような思いでございます。

○議長（遠藤釈雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、一般質問を続けてください。

○9番（鈴木英雅君） そして、総合計画の中にも住民と町との協働のまちづくりがきちっとうたわれております。そのうたわれているような形で、きちっとしたまちづくりにこれからも邁進していただければありがたいと思いますけれども、そこら辺のところを町長、最後になりますけれども、考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 先ほどの反問した件につきましては、私の胸の内に入れて真摯に受けとめておきたいというふうに思います。ただ、個人的な姿になりますとけんかになりますので、これは、それ以上はお話しすることはできませんけれども、あとは協働の姿というものは冒頭申し上げた答弁の中に十分入っておりますので、ぜひそのことについてはご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、5番杉浦謙一君、登壇願います。

〔5番 杉浦謙一君登壇〕

○5番（杉浦謙一君） 5番杉浦でございます。かねてからの通告に従い、一般質問を行います。

私は、大きく2つの点で質問いたします。1つは、自然エネルギーの導入についてでございます。そしてもう1つ、被災者の医療費の減免についてでございます。

まず最初に、自然エネルギーについてでございますが、3年前の東日本大震災によりまして福島第一原発の事故以来、県内でも多くの方の関心が高いのは自然エネルギーでございます。宮城県自身も自然エネルギーの導入、また省エネルギーの促進に力を尽くしているところでございます。石油など化石燃料が、近い将来枯渇するということが可能性が指摘されております。ますます深刻化している地球温暖化、この問題の対応からも一層の省エネルギー、この取り組みと化石燃料にかわるエネルギーの導入が重要となると思います。

昨日の施政方針の中にも触れられておりますけれども、自然エネルギーという太陽光、これ庁舎の太陽光発電設置ということも触れられておるんですが、太陽光やバイオマスなどの自然エネルギーは半永久的に供給される上、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などをほとんど出さないクリーンエネルギーであることが、県内でも導入のためさまざまな取り組みが進められているところでございます。原発に依存しないクリーンエネルギー、天然ガスなどのような高い価格の火力発電もありますが、それよりもコストが低い。また、原発よりもコストがかからないのが再生可能エネルギーだと思います。この自然エネルギーや省エネルギーの導入について、この件について当町の考えをお聞きいたします。

そして、2つ目でございます。

これも東日本大震災によりまして、被災者の医療費一部負担金、窓口の支払の減免制度、半年ほど延長したのではありますけれども、昨年4月に打ち切られております。しかし、国は東日本大震災の被災地の市町村国保については、被災に伴う医療費の増加等により財政状況の悪化が見られることから、これまでも国保制度の財政調整交付金により震災前と比べて一定以上の財政負担増となっている市町村国保に対して財政支援を行って

いるところでございます。

平成25年度の財政調整交付金に当たっては、被災地の市町村国保に対する財政支援をさらに拡充し、その財源負担の軽減を図るものとするものであります。これも町長の昨日の施政方針にも触れられておりますけれども、この減免の再開をどう考えるのか。また、この場合の対象者は特定しているのかどうか町長にこの所見をお聞きいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、登壇願います。町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 最終の一般質問でありますので、しっかりと対応してまいりたいなというふうに考えております。

5番杉浦謙一議員の一般質問にお答え申し上げます。

1点目の自然エネルギーの導入についてということで、当町の自然エネルギー及び省エネルギー政策の考え方はとのご質問でございますが、地球温暖化が進み異常気象被害が頻発するなど地球規模での対策が必要となり、国では平成9年から新エネルギー法、続いて平成10年から地球温暖化対策推進法及び省エネルギー法改正などの法整備が進められてまいりました。また、震災という未曾有の大災害からの復興を目指し、宮城県では宮城県震災復興計画において再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成とものづくり産業、早期復興による富県宮城の実現を掲げ、環境と経済が両立した真に豊かな宮城の実現を目指し、復興に向けた歩みを進めております。この考え方にに基づき、当町においても限りあるエネルギー支援の有効活用や温室効果ガス排出の削減に向けた取り組みを進めております。

法改正の施行により、まず一部公用車のハイブリット化や町内エネルギー使用の抑制のためクールビズ、ウォームビズを積極的に推進してまいりました。庁舎管理においても、昨年度からは庁舎内の照明器具をLED照明器具に交換するなどCO₂削減に努めており、来年度以降も西庁舎や医療福祉センターの照明機器についても順次交換工事を進めてまいります。また、災害対応としまして昨年度は医療福祉センター屋上に太陽光発電設備等を導入し、被災町民の受け入れなどの際に電力供給を行えるよう整備いたし、その結果、予想を上回る温室効果ガス削減効果が証明されております。さらには、来年度は役場本庁舎屋上にも設置予定でありますので、こちらもCO₂削減に大きく期待できるものと考えております。

地球温暖化につきましては、地球規模の問題ではございますが、国、県、市町村が連携し施策を実施していくことが大切でありますので、大震災後のエネルギー対策の見直し、低炭素社会の実現に向け、今後もさまざまな事業を推進してまいる所存でございます。

次に、2点目の被災者の医療費についてのご質問ですが、初めにこれまでの経過を申し上げます。

被災者の医療費窓口負担の免除につきましては、県内一斉に平成25年3月31日で終了させていただきました。終了の理由につきましては、国民健康保険の免除をした分につきましては国10分の8、県10分の2の100%の補助がありましたが、平成25年4月以降は県からの補助が打ち切られることとなり、その分を町だけの財政では対応することができず、やむを得ず免除を終了したところでございます。その後、宮城県では免除再開に向けて国に対して財政支援を強く要望してきたところであり、その結果、昨年末の12月27日に安倍総理大臣が記者会見で被災地の要望を受け、国としての財政支援の拡充を発表いたしております。この発表を受け、宮城県自

治はこの財政支援の拡充を活用して医療費窓口負担の免除の再開を各市町村に要請し、さらにこの要請を受け、県市町会及び県町村会は2月7日付で住家の被災程度が大規模半壊以上かつ低所得者ということで、非課税世帯に対象者を絞り込んで免除を実施するよう県内市町村に通知したところでございます。

涌谷町といたしましても、大変厳しい国保財政でございますが、この財政支援拡充を活用しまして、国民健康保険では県内統一した基準で平成26年4月から実施する予定でございます。また、後期高齢者医療保険につきましては保険者が後期高齢者医療広域連合となりますので、実施の最終決定は県内市町村長で構成する運営連絡会議で決定する予定となりますことから、この場で実施の可否につきましては公表はできませんので、ご了承ください。

なお、涌谷町での対象人数は、国民健康保険で約130人、後期高齢者医療保険で約70人が見込まれ、これに要する財源につきましては国の特別調整交付金で10分の8が交付され、残りの10分の2につきましては町の一般会計または国保特別会計で賄うこととなりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、5番杉浦議員への回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） では、2回目、質問いたします。

1件目の自然エネルギーについてでございます。太陽光エネルギーなどの自然エネルギーについては、私は3つの点で重要だと考えております。先ほど町長も答弁されておりましたけれども、地球温暖化の問題でございます。2つ目は、施政方針にもありました防災、減災の点でございます。そして、3つ目は産業の問題です。雇用、産業の問題が大事だと。この3つが私は大事だと思っております。

この太陽光、先ほど町長述べられました環境の問題でございますけれども、CO₂の排出による地球温暖化また異常気象、これがあると思います。涌谷町がこの取り組みから発信していくということは、かなり重要なことではないかと私は思っております。

2つ目の防災、減災という点でございますけれども、岩手県葛巻町、議会の委員会で視察をしていたところでございますけれども、この葛巻町は地域の避難所となります集会所、そこに太陽光パネルが設置されておりました。当町にこれをやれというのは私はちょっとなかなか大変かなと思うんですが、避難所となります公共施設または避難所になります学校関係の施設、これがやはりそこに、先ほど町長が医療福祉センターに設置する、そしてこの本庁にも設置するというふうになりますけれども、もう少し施設としてふやすべきは必要なのではないかと思っておりますけれども、まずこの防災、減災の点でまず2回目、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、答弁申し上げます。

ただいまの質問につきまして、現実に必要な性というものが身近に感じられてきたなというふうを考えております。低炭素化も当然、低炭素化のかわりに、いわゆる太陽光、自然エネルギー等々のいわゆる開発等々も必要でございますので、当然涌谷町の町につきましても足並みをそろえていかなければならないのかなという思いでございます。そういった面で、逐次、設置可能な姿がある施設等々につきましては、そういう目を持って対応してまいらなければならないなというふうに思っております。今度、公民館等々の姿につきましても、今度建設される公民館等々についてもそのような配慮、あるいは学校施設の避難所となっておりますところにもそ

ういう気配り等々も必要ではないのかなと。一度に全部対応できるというわけにはいきませんので、できる限りそういう姿で取り組みをしてみたいというふうに思っておりますので、その辺につきましてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 3つ目の産業の問題でございます。雇用の問題でもありますけれども、バイオマスエネルギーというのがありまして、これも葛巻町で見てまいりましたけれども、葛巻町は牛ふんを燃料としてのガスタービンでございましたけれども、新潟県の村上市というところでは食品残渣ですね。商業施設から出てきます食品残渣、あと学校給食から出ます残渣を利用しております。ふん尿等と違いましてにおいがほとんどありませんで、発電の残りは肥料として農業施設に利用しておるのがこの循環型のバイオマスエネルギーでございます。

ここに雇用が発生しておりまして売電もできるというものでございまして、商業として成り立つというのが一つ注目すべきものかなと思っております。また、この再生可能エネルギーの活用、この地元の中小企業の仕事、そして雇用に結びつくということ。そして、地域経済等々から取り入れることができれば、そこから得られる電気、ガスを販売することによって地域経済が活性するということが言われております。また、ごみの減量化の実現にもなる、お金にもなるということが、産業雇用の面で大事なかなと思っております。今すぐこれをやれという話ではないのですが、そういった点で、私この3つの点、先ほど言いました地球温暖化と防災、そして産業の問題と、こういう点でやはり再生可能エネルギー、自然エネルギーの導入というのはひとつ大事なのではないかなと思っております。再度町長にお聞きします。この点で、産業、雇用の面でどういったお考えをお持ちなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） ただいまご質問の自然エネルギーまた再生可能エネルギーの導入等々についてで、一例をお話いただきました。特に、葛巻町の場合についてですが、私も葛巻町を訪問した際に中村先生からいろいろご指導あるいは施設の説明等々をいただきまして、「ああ、なるほど。こういう姿でできるんだな」という思いで感心して帰ってまいりましたけれども、葛巻町はごらんのとおりあそこは山地が多い地域でありますし、そしてまた畜産を主産業の状況で経営しているということとあわせて、木材を十分に活用できるような姿で今対応しているというようなことでございます。木材を焼却すればという姿ではないんですけれども、それを十分活用した、新建材ですか、そういうものを活用したところで、もう本当に自然の中で事業経営をしているんだなというようなところでございます。そういった面からしますと、果たしてどの分野が涌谷町に参考として取り入れられる姿があるのかなという面をもって見ますと、なかなか地域の実情に即したものを涌谷町に即取り入れられるというような姿というものは難しいんじゃないのかなというふうに思っています。

ただ、技術がどんどん進歩しておりますので、涌谷町に導入できる状況があれば民活等々を活用していただいて、導入していただくこともやぶさかではないなというふうに考えておりますので、そういった技術を持った事業者等々が全国の中には結構あるようでございますので、その辺のところは先ほど鈴木議員から質問がございましたように、どんどん出向いて行って土地を見ていただいて、場所的あるいはそういう自然環境等々の状況を勘案していただいて、涌谷町に導入できるかどうか検討させてみるのも一つの手だなというふうに考えて

おりますので、その辺についてはご紹介等々があればありがたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） この件に関しまして、町長から県内でも、まだ導入はしていないんですが、導入しようという近隣の市町なりがありますもんですから、質問したところでございます。もしその条件が合えば、私も一緒に、民間の企業となりますけれども、一緒にかけ合ってもいいのかなと思っておるところでございます。

2つ目でございます。被災者の医療費について質問をいたします。

先ほどの町長の1回目の答弁の中でしたが、国から10分の8ということで、町が10分の2という形にはなるんですが、宮城県が実は全然、全然というんですかね、先ほど国保と後期高齢者医療の話がされました。介護保険の3点のうちの免除再開は国保だけと。対象者は限定をすると。被災の程度で、先ほど大規模半壊以上、所得は住民税非課税世帯と考えているというのが県の対応でございました。県もなかなか依然として何もしていないというのが私の率直な感想なんでございますけれども、県議会では全会一致で被災者の医療を減免するというのを決議しているところございまして、一番懸念されているのは以前、昨年4月以前の減免をしていた人たちの特定されている方との差が出てしまうのではないかと考えているんですけれども、これは担当課に聞いたほうがいいのかなと思うんですが、先ほどの町長答弁の中の国保の対象が130人ということでしたけれども、以前の対象者というのはどのぐらいになっていたのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（久道光子君） では、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

24年度の免除実績ですけれども、国保に関しましては免除証明書の発行数が909人です。国保だけでよろしいのでしょうか。実績としてはそのように。そして、先ほども町長が申し上げましたが、今回非課税世帯の大規模半壊というところで、対象は130人となっております。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） ということは、大きな差が出るということなんですよ。もちろん町の財政というのは限られております。問題なのは、県に一切財政的な支援をしてもらえないというのが、私からしても何かおかしいのかなと思っております。平成24年の909人という数字は、国からの支援があったからこそこの数字になれるということなのでありまして、この特定をしている130人以外の人の減免の制度が縮小されているというのが実態だと思うんですね。その点では、財政的な厳しさはありますけれども、町長の国の対応の、先ほどの一般質問ではございませんけれども、やっぱり一定の働きかけというのは必要なのではないかと考えるんですけども、これはどこの自治体でも同じ首長の考えだと思うんですけども、町長の考え、どう考えているのか質問をしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） この経過等々については、冒頭申し上げさせていただきましたけれども、やはりこれまでどおりさかのぼって対応できるような姿であればいいんですけれども、何しろ県の財政事情がそういう状況であって、やっと市町村長会が一致結束しまして要望した結果、やむを得ずそういう枠の中で対応をされたということでございます。そしてまた、当然これもお話しましたけれども、涌谷町のこの国保の財政状況あるいは

基金の残高等々、将来にわたって大変厳しい姿があるものですから、それを枠を広げ将来にわたって支援しようというような姿になりますと、当然、保険料率の見直し等々も絡んでくる姿が出てまいりますので、今のところ我慢という言葉がちょっと悪いんですけども、この支援分でご了承していただきながら、あとは何かの機会があればという姿で私も考えているところでございます。

何しろこの国保世帯の医療費支援ということの陰には、社会保険の方々の支援も当然入れなくちゃならないような姿になりますけれども、その分については、涌谷町は同じ被災者でありながら外されているという、何となく不公平感があるわけでございますので、その辺もあわせながらぜひご理解をいただければというふうに考えております。

当初は、この支援という姿については運営費支援に、そういう社保の絡みもございましたので、運営費支援として活用したほうがいいのかなどというそういう考えでもおりました。だけれども、具体的にこういう被災者支援という姿に落ち着いたわけでございますので、その足並みをそろえさせていただいたその流れでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） この減免制度、3カ年ですね。25年から27年までのやつでございますので、これ間違いありませんですね。27年。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（久道光子君） ただいまの質問につきましては、3年間というはっきりしたものはまだ……。1年間は確実だと思いますが、3年間というのはちょっとまだはっきりお答えすることができない状況であります。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 1年ということ。はっきりしていないという……。

最後になりますが、国は3年間の措置でやるということでございましたので、はっきりしないのも国のことかなと思いますが、最後に町長にお聞きします。いろいろと公平感に欠ける部分もあります。しかし、同じ被災者でございますので、その点に関しましてやはり涌谷町も被災者に寄り添い、涌谷町として、そして町長の姿勢として、この問題だけでなく被災者全体に優しく寄り添う部分が必要だと思います。その点で、最後に町長の姿勢、この点での姿勢をお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、最終ということでございますが、舌足らずのところはまた質問あろうかと思えますけれども、やはりこの未曾有の東日本大震災で多くの方々が犠牲になり、あるいはいまだに行方不明者が出ているという姿でありますし、身の置きどころのない状態で避難生活を余儀なくされている方々もいまだいることは新聞あるいはテレビ報道等々でご案内のとおりでございます。それにつきましては、我々はこの時代に生きた人間として共に苦労を分かち合うという気持ちは、これから生涯持ち続けなければならないのかなと私自身そういう思いで思っております。でありますので、できる限り手を差し伸べられる姿があれば、行政だけの姿じゃなくて、やっぱり町民の理解、あるいは特に国保世帯という姿になれば国民健康保険の被保険者等々のご理解等々も十分必要になる場合もあるだろうというふうに考えております。あるいは、共済の面でも

しかりでございますが、そういう面を配慮していきながら心配りあるいは気配りをしながら、町政運営に当たってまいりたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は2時10分といたします。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



◎諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 諮問第1号の提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員 遠藤 哲子 氏は平成26年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を人権擁護委員として推薦いたしたいので人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を賜りたく提案いたしますのでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略しただちに採決をいたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決しました。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議案第12号 災害時相互応援協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第12号の提案の理由を申し上げます。

本案は、東大寺建立にかかわった市町村サミット実行委員会の構成市町であります涌谷町、福井県福井市、福井県小浜市、神奈川県鎌倉市、奈良県奈良市、山口県山口市、山口県美祢市、山口県防府市、福岡県太宰府市の各市町村間で締結予定であります災害時の相互応援協定について、涌谷町自治体間交流の協定等に係る議決等に関する条例の規定に基づき、議決をお願いいたしますのでございます。

詳細につきましては担当室長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 防災交通室長。

○総務課防災交通室長（小島 昭君） それでは、議案第12号 災害時相互応援協定の締結について説明いたします。

ただいま町長の提案理由にもありましたとおり、涌谷町自治体間交流の協定等に係る議決に関する条例の規定により議決をお願いするものでございます。

3ページをお開き願います。

協定の相手方につきましては、ただいま町長の提案理由にありました9市町でございます。協定の目的でございますけれども、これらの市町が災害対策基本法に規定する災害が発生した場合に、独自では十分に災害に対応できない場合と認めるとき、協定市町に対して応援要請する応急措置等を円滑に行うためのものでございます。

第1条、趣旨でございます。構成市町はこの協定の定めるところにより、相互に応援協力をおこなうものでございます。以下、第2条については5項目にわたる応援の内容について定め、第3条は応援の手続を、第4条は派遣された職員の指揮系統を、第5条は応援に要した経費の負担を、第6条は連絡担当部局を、第7条についてはその他についてそれぞれ決しております。

なお、施行日でございますけれども、9市町の全てで押印が終了した時点からとなっております。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。14番。

○14番（大泉 治君） 大変いい、こういった協定だというふうには思います。しかしながら、連絡それから派遣、そういったものの流れは多分6条のあたりだと思うんですが、それから事務局というのはどこの市を指しているのか。まずその災害時の連絡、派遣の流れというものをちょっと教えていただければと思うんですが。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、サミットの担当者会議に出席いたしましたので、私のほうからご回答申し上げます。

それで、サミットは現在2年に1回開催ということになっておりまして、2年に1回の開催市町が事務局となるものでございます。それで、開催年と開催の翌年まで開催市町が事務局となりますので、現在は福井県の福井市が事務局となっております。

それで、例えば涌谷町で災害が発生した場合は、その福井県福井市のほうにこういった内容で応援をお願いし

たいということを要請したときに、今回の協定に加盟するそれぞれの市に情報を流してその各市町から応援を派遣するという流れになっております。

それで、実はこの協定につきまして、前回福井でサミットを開催した際に涌谷町から提案をして締結する運びとなりました。それで、去年の担当者会議の際にも実際その被災した涌谷町としてどういう応援が欲しいんですかという話を受けまして、現在災害ミュージアム復興事業ということで、天平ろまん館のところに倉庫をつくってそれぞれ町内から収集した被災文化財の整理等を行っているんですが、現在涌谷町の職員の中には学芸員が1人しかいないもんですから、もしこの協定が締結された暁にはそういった大規模災害のときに学芸員の相互派遣等をできればお願いしたい。それ以外の例えば実際のライフラインの復旧等の応援も欲しい場合もあるかもしれませんが、ちょっと涌谷町とほかのサミット構成市町の距離が離れておりますので、その辺までの応援ができるかどうかというのはちょっと今後の調整が必要かと思いますが、とりあえずはそういったこういう東大寺サミットということで、それぞれ文化のある町なので、そういった学芸員の相互派遣等が災害時にできればよろしいかなというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） 距離が離れておるといのは、災害を同時に受けることがないという意味合いでは好ましいというふうには考えます。ただ、迅速性には欠けるのかなとは思いますが、それはそれとして、私がこの6条の部分で流れについてお伺いしたのは、例えば事務局が被災県に、被災市町になった場合を想定したときに、ここに、条例に書かれておるような冷静な加盟市町村への連絡とか調査とか、そういったものが果たしてできるのかどうか。それをもう少し柔軟に事務局及びその連絡のあり方というものを、被災市町を除くところが事務局になるような体制づくりというものも当然必要になってくるだろうなという思いがありましたので、事務局だからこの条例に従ってやらなければならないような形では、ちょっとうまくいかないのじゃないのかなと思ってお伺いしたわけですが、その辺については柔軟な対応の仕方というか条例にこだわることのないような、または改善といいますか、もう少し吟味した形の中でこの条例の制定はいかなものなのかなと。要するに、不安材料が1カ所だけありますので、その辺についてお伺いしておきます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） ちょっとその点については担当者会議の中でも特に話題に上らなかったもので、今回のその協定書案をお示ししたところでございますので、その部分については早速事務局のほうと連絡をとって、どういった形にするのかということを含めたいと思います。

想定できるのは、前開催地、要するに前事務局がその代理の任に当たるとというのが一番自然かと思いますが、その辺ちょっと詰めてみたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号 災害時相互応援協定の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 起立全員であります。

よって、議案第12号 災害時相互応援協定の締結については原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第5、議案第13号 涌谷町職員の政治的行為の制限に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第13号の提案の理由を申し上げます。

本案は上位法である地方公務員法第36条において本条例で規定する内容と同じ内容で規定されておりますことから、本条例を廃止いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 総務課長。（「説明省略」の声あり）いいですか。

説明を省略し、質疑に入ります。14番。

○14番（大泉 治君） 今までこういった条例があった中で、例えば準町職員と言われる方々もこういった条例の倫理観に従って、いわゆる政治的な行為から多少離れておった部分があったと思います。これは、この条例が廃止されることによって、準職員と言われるいわゆる区長さん方ですね。そういった方もこれに準用されて、いわゆる廃止ということは政治的活動を堂々としてもよいということなのかどうか、その辺のところをお伺いしておきます。

○議長（遠藤釈雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 今回、町の条例を廃止しますのは、地方公務員法第36条に町で規定している部分がすっぽり入ってしまっているんですね。地方公務員法の第36条については、町の条例以外のものについても規定しておりまして、全く今おっしゃいましたように準ずる者が全く自由にできるかという、そういうことではございません。ですから、上位法のほうで条例以上のものが既に規定されているということでございます。

○議長（遠藤釈雄君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号 涌谷町職員の政治的行為の制限に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稯雄君） 起立全員であります。

よって、議案第13号 涌谷町職員の政治的行為の制限に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号～議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稯雄君） 日程第6、議案第14号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例と日程第7、議案第15号 涌谷町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） ただいま一括上程されました議案第14号、議案第15号の提案の理由を申し上げます。

本案は、外国旅行における支度料につきましては現行の運用では支給しておりませんので廃止いたし、旅行雑費につきましても旅券の交付手数料及び外貨交換手数料の支給を廃止いたすものでございます。また、死亡手当につきましては、支給額の見直しを行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稯雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、議会書の6ページをお開きください。

このページには、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、そして7ページには涌谷町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を記載してございます。一括で続けて説明をさせていただきます。

それで、新旧対照表の1ページをお開きください。

議案第14号 町長等の給与及び旅費に関する条例ですけれども、まず改正前の第5条第3項の条文及びその下の別表第3に記載しております支度料及び死亡手当につきまして、まず支度料につきましては提案理由で申し上げたとおり廃止、それから死亡手当につきましては町長及び副町長とも61万円とあるものを改正後52万円に変更しようとするものでございます。

支度料の支給につきましては、戦後、海外旅行が珍しかったころから始まりましたが、使い道に制限がないことなどから住民の理解が得られないとしまして、ここ数年、県内の市町村におきましても廃止、見直しの動きが加速しております。当町におきましてもこの手当の持つ性質を勘案し、また実際に支給してこなかったこと等をあわせて勘案し、廃止しようとするものでございます。

次に、死亡手当につきましては、これは外国旅行中に本人が亡くなった場合、遺族に支払われる額でございますが、現行の61万円を52万円に変更しようとするものでございます。この金額につきましては、大崎の1市4町の額を参考にしてございます。大崎市は52万円、美里町は61万円、それから加美、色麻町は46万円という状

況でございました。当町は、52万円にいたそうとするものでございます。

なお、その他の旅行雑費は職員の例によるとされておりまして、その部分は次の議案の職員等の旅費に関する条例で説明したいと思っております。

それでは、新旧対照表の2ページをお開きください。

議案第15号 涌谷町職員等の旅費に関する条例ですけれども、改正前の第6条第1項で旅費の種類の中から「支度料」を削除いたします。

次に、第9項の支度料に関する項目を全部削除いたします。

それから第19条、これはちょっと飛ばしまして、後で説明いたします。

その下、第32条の支度料の額を定めた条文は全て削除いたします。

次の第33条の旅行雑費は、改正前の条文にあります項目から「旅券の交付手数料及び」「外貨交換手数料並びに」を削除いたしまして、残るのは旅行雑費としましては予防注射料、査証手数料及び入出国税の実費のみを支給する内容に改正しようとするものでございます。旅券及び外貨につきましては、それら以外の旅費は全て公費で賄われることになっておりまして、最終的には個人に帰属することになることから、旅行雑費として支給しないように改正しようとするものでございます。

次に、第34条の死亡手当につきましては、町長等と同じく52万円に改正しようとするものでございます。

以上の改正から、外国旅行における支度料及び死亡手当並びに旅行雑費につきましては、町長等と職員については同様の処遇となり、支度料は廃止、死亡手当は52万円、旅行雑費は予防注射料、査証手数料及び入出国税の実費の支給となるよう改正しようとするものでございます。

次に、飛ばしておりました日当、第19条ですけれども、改正案の第19条第2項にただし書きが追加されておりますが、これは議案第18号、後のほうでまた出てきますけれども、の涌谷町証人等の実費弁償の支給に関する条例に関連する内容となっております。現在の条例では、職員の日当支給は宿泊を伴うもの、または県外地域の旅行に限られておりまして、職員の例に準じて実施する限りこれ以外の旅行形態では証人等への日当支給はできかねますが、このただし書きを追加することにより宿泊を伴わない証人等の旅行にも日当を支給できるように改正しようとするものでございます。

それでは、議員書の6ページにお戻りください。

議案第14号の附則、この条例は、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

7ページをお開きください。

議案第15号、附則、この条例は、平成26年4月1日から施行するというものでございます。

説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第14号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 涌谷町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 涌谷町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稯雄君） 日程第8、議案第16号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第16号の提案の理由を申し上げます。

本案は、去年の人事院勧告に基づき実施いたそうとするもので、給与構造改革の期間中に昇給抑制されました若年中堅層を中心に昇給を回復いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稯雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、議案書の8ページをお開きください。

議案第16号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

対照表の4ページをお開きください。

この表の前に簡単に説明したいと思います。

今回は、去年の人の勤に基づき改正しようとするものでございまして、これまでのいきさつを説明しますと、まず平成17年の人事院勧告に基づき給与構造改革が実施されまして、平成18年4月から給料表が8級制から6級制に移行、それから給料も当時の俸給表の水準で平均4.8%引き下げられましたが、下げられた差額は経過措置としまして減給補償がなされました。ただし、経過措置の財源としまして平成19年1月1日から平成22年1月1日までの4年間、昇給の抑制が行われたわけでございます。そして、平成23年4月からは逆に抑制された分の昇給回復が行われてきました。今回の改正もその昇給回復の措置でございます。

それでは、この表の改正後の第5条第3項をごらんください。第3項、線がいっぱい引いてございますけれど

も、まず「平成26年4月1日において平成18年涌谷町条例第4号附則第7条の規定による給料に関する状況を考慮して規則で定める年齢に満たない職員」というふうに書いていますが、というのは昨年の人勸で示された平成26年4月1日現在で45歳未満の職員でございます。その次の「当該職員の調整考慮事項及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして規則で定める職員」というのは、昇給抑制された4号俸分がまだ回復されていない職員でございます。つまりこの第3項は、抑制された4号俸がまだ回復されていない45歳未満の職員については、平成26年4月1日の号俸に加えて1号俸昇給回復しますよというそういう内容になってございます。

その下の第4項は、第3項が追加されたことによる変更でございます。

それでは、議案書の8ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、平成26年4月1日から施行するという内容でございます。

説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第16号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、議案第17号 涌谷町特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第17号の提案の理由を申し上げます。

本案は、さきの12月議会で行行政報告いたしましたとおり、昨年10月末に涌谷町居宅介護支援事業所を廃止しましたことに伴い、涌谷町介護支援事業勘定特別会計を廃止いたしますものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。説明をお願いします。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（佐々木敏雄君） それでは、議案第17号の説明をいたします。

ただいま町長の提案理由にありましたように、居宅介護支援事業所の事業をおおむねですが、ゆうらいふのほうと、あと民間の事業所に委託をして、その職員を包括支援センターのほうに人事異動したものでございます。その内容につきましては12月議会でご報告しておりますが、年度末をもって会計も閉鎖したいというところの提案でございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 討論を終結いたします。

これより、議案第17号 涌谷町特別会計条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 涌谷町特別会計条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、議案第18号 涌谷町証人等の実費弁償の支給に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第18号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第207条、公職選挙法第212条第1項及び農業委員会等に関する法律第29条第4項等の規定により、委員会等に出頭または参加した者に実費弁償及び旅費を支給する条例を新たに制定いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、議案書の10ページをお開きください。

議案第18号 涌谷町証人等の実費弁償の支給に関する条例でございます。

提案理由にありました地方自治法や公職選挙法、農業委員会等に関する法律では、町の各機関の要請により委員会等へ承認や参考人等が出頭、それから参加した者に対しては、その要した実費を弁償しなければならないとされております。このことに対応するため、当町においては涌谷町職員の旅費に関する条例で位置づけているところですが、一部不明確な部分が出てきているところから、今回条例を制定して町の全機関が共通して対応できるよう実費弁償について明確化しようとするものでございます。

まず、第1条では条例の趣旨でございまして、(1)から(7)まで実費弁償を規定している法律名及び該当者を列挙しております。(1)から(5)までは、地方自治法でございまして。議会ですとか監査委員、そういったところからの要請に、求めに応じて出頭するものでございます。(6)は公職選挙法で、選挙管理委員会ですね。それから、(7)は農業委員会の求めにより出頭したものであるというふうにそれぞれ書いてございます。

それから、第2条では具体的な旅費項目でございまして、日当、車賃、鉄道賃、船賃及び航空賃、宿泊料と規定してございます。金額等につきましては、職員の例に準じてそれぞれ規定しております。

それから、第3条は支給方法について規定しております。

11ページをお開きください。

この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第18号 涌谷町証人等の実費弁償の支給に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 涌谷町証人等の実費弁償の支給に関する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、議案第19号 町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第19号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成26年度から箕岳幼稚園と小里幼稚園を統合した新たな平仮名の「ののだけ幼稚園」を開園いたしますに伴い、条例改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長給食センター所長（高橋勝一君） 議案書12ページ、議案第19号 町立学校設置条例の一部を改正する条例。

本案は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたように、箕岳幼稚園と小里幼稚園を統合し、現箕岳幼稚園施設において本年4月から新たな幼稚園として園名を平仮名で「ののだけ幼稚園」として開園いたすため、一

部改正をいたそうとするものでございます。

新旧対照表でご説明申し上げますので、7ページをお願いいたします。

幼稚園の名称及び位置を定めております第5条の表中、「小里幼稚園」及び「筧岳幼稚園」の項を名称を平仮名で「ののだけ幼稚園」、位置「涌谷町猪岡短台字愛宕11番地3」に改めるものでございます。

議案書12ページにお戻り願います。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行すると規定するものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稯雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第19号 町立学校設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 町立学校設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稯雄君） 日程第12、議案第20号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第20号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成26年度から小里幼稚園施設を利用し、筧岳地区に新たに小里筧岳学童クラブを開設いたすのに伴い、条例改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稯雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長給食センター所長（高橋勝一君） 議案書13ページをお願いいたします。

議案第20号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例。

新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

本案につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたように、統合後の小里幼稚園施設に放課後学童クラブ、名称を小里筧岳学童クラブとし、本年4月1日から開設するため、一部改正をいたそうとするもの

でございます。

名称及び位置を定めております第2条第2項第1号児童厚生施設に、名称「小里篋岳学童クラブ」、位置「涌谷町小里字新一の坪86番地」を「杉の子学童クラブ室」の項の次に加えるものでございます。

議案書13ページにお戻り願います。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行いたそうするものでございます。

説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第20号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 涌谷町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第13、議案第21号 大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第21号の提案の理由を申し上げます。

本案は、大崎市から大崎市田尻働く婦人の家を本年度限りで廃止し、隣接する公民館と組織を一体化するのに伴い、涌谷町の住民が利用することを廃止するとの協議がありましたので、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき議決をお願いいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 議案書14ページでございます。

議案第21号、提案理由にありましてとおり、本年2月13日付で大崎市長より本年3月31日をもって利用を廃止したい旨の協議がありましたので、地方自治法に基づき議決を求めるものでございます。

そこにあるとおり、名称は「大崎市田尻働く婦人の家」、所在地は「大崎市田尻大貫字境36番地1」でございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第21号 大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議については原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第14、議案第22号 美里町に公の施設を設置すること及び公の施設を利用させることの協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第22号の提案の理由を申し上げます。

本案は、美里町の南小牛田字谷地中東の一部及び高田の一部について美里町の配水管が布設されていないことから、当該地域住民の利便性を図るため、本町の上水道供給施設を美里町の住民に利用させることの協議について、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議決をお願いいたしますのでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（安田富夫君） それでは、議案第22号 美里町に公の施設を設置すること及び公の施設を利用させることの協議についてご説明申し上げます。

本協議につきましては、ただいま町長の提案理由にもございましたが、地方自治法第244条の3第3項に規定されております公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用について美里町との協議が必要となりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

会議資料2の1ページをお開きいただきたいと思います。

箇所を示してございます。3月会議資料の資料2の見出しのついているものです。

内容でございますが、美里町の住民が利用する涌谷町の上水道施設でございます。美里町南小牛田字谷地中東の一部、右下のほうですけれども合わせて4戸、左側、美里町字高田の一部1戸、合わせまして5戸について公の施設を利用させることの協議について議会の議決を求めるものです。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号 美里町に公の施設を設置すること及び公の施設を利用させることの協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 美里町に公の施設を設置すること及び公の施設を利用させることの協議については原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第15、議案第23号 美里町の公の施設を設置させること及び公の施設を利用することの協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第23号の提案の理由を申し上げます。

本案は、美里町と接する涌谷町字今左エ門沖名の一部、赤間屋敷の一部、地不足道東三号の一部、尾切の一部及び名鱸の一部について本町の配水管が布設されていないことから、当該地域住民の利便性を図るため美里町の上水道供給施設を利用することの協議について、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議決をお願いいたしますのでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（安田富夫君） それでは、議案第23号 美里町の公の施設を設置させること及び公の施設を利用することの協議についてご説明申し上げます。

議案第22号でもご説明申し上げましたが、自治法の規定により美里町との協議が必要になりますことから、議会の議決を求めるものです。

会議資料2ページになります。

内容でございますが、涌谷町の住民が利用する美里町の上水道施設でございます。左側から、涌谷町字今左エ門沖名の一部で11戸、同じく赤間屋敷の一部で4戸、それから左端ですけれども地不足道東三号の一部で1戸、それから右側にいきまして尾切の一部で1戸、それから名鱸の一部で1戸、合わせまして18戸について公の施

設を利用することの協議について議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案第22号、同じく第23号の協議に関する議決をいただきました後、涌谷町水道事業の設置に関する条例第2条第2項水道事業の給水区域の変更について近々の議会に提案させていただく予定でございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号 美里町の公の施設を設置させること及び公の施設を利用することの協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 美里町の公の施設を設置させること及び公の施設を利用することの協議については原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第16、議案第24号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第24号の提案の理由を申し上げます。

本案は、宮城県市町村職員退職手当組合の構成団体である塩釜地区消防事務組合と塩釜地区環境組合は広域事務の効率化推進のため、平成26年4月1日から1つに再編、統合されますことから、地方自治法第290条の規定に基づき議決をお願いいたしますのでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。（「説明省略」の声あり）説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更については原案のとおり可決されました。



◎散会について

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。本日の会議に付された事件は全て議了いたしました。

よって、これをもって散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決しました。



◎散会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時01分